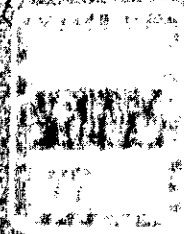


ケニア共和国二工付工業団地  
開発計画調査報告書

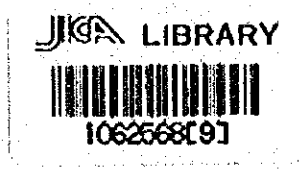
国際協力事業団



404  
7.9  
L2  
6429

# ケニア共和国ニエリ工業団地 開発計画調査報告書

昭和 52 年 12 月



国際協力事業団	
分類 53.1.13	404
巻数 6436	3.5
	L2

国際協力事業団

国際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 29	407
登録No.	14452	60 MPI

## は し が き

日本政府は、ケニア共和国の要請に基づき同国セントラルプロビンス・ニエリ地域において工業団地開発計画を推進するためにフィージビリティ調査を行うこととし、その実施を国際協力事業団に委託した。

国際協力事業団は、財団法人日本工業立地センター飯島貞一氏を団長とする11名の専門家からなる調査団を編成し1977年2月19日より同年3月15日まで現地に派遣した。

調査団は、ナイロビ市、モンバサ市、ナクル市、キスム市、エルドレッド市において既存工業団地の視察および資料の収集等、またニエリ市において同市およびその周辺の既存工業、経済動向等について詳細に現地調査を実施した。また工業団地の適地については、候補地をしぼり基本計画、基本設計を立案、設計するための諸調査を実施した。

調査団は帰国後、国内設計作業を行い、報告書としてとりまとめた。

本報告書には、ニエリ工業団地の基本計画、基本設計、そこに導入される業種、同団地の建設コスト概算および経済的実効性の評価、同プロジェクト推進上の留意点等について検討がなされている。

本報告書の提出にあたり、これがケニア共和国およびセントラルプロビンスの経済発展に寄与するとともに、同国とわが国との友好親善に役立つことを切望する。

最後に、本調査の任に当られた団員各位の労をねぎらうとともに調査に協力されたケニア共和国関係者、在ケニア日本大使館関係各位、ならびに調査団の派遣についてご支援いただいた外務省、通商産業省に対し、衷心よりの感謝の意を表わすものである。

1977年11月

国際協力事業団

総裁 法 眼 晋 作



国際協力事業団

総 裁 法 眼 晋 作 殿

貴事業団より委託されました「ケニア共和国ニエリ工業団地開発計画調査」につきましては、1977年2月19日より同年3月15日にかけて現地調査を実施し、同3月末に現地調査の成果をご報告いたしました。が、ひきつづき国内作業を継続実施して参りましたところ、このたびその作業結果がまとまりましたので、ここに報告いたします。

1977年12月10日

財団法人 日本工業立地センター

会 長 植 村 甲 午 郎



## 調 査 担 当 ス タ ッ プ 名 簿

調 査 団 長	坂 眞 一	※
	財団法人 日本工業立地センター 常務理事	
副 団 長	紺 野 昭	※
	株式会社 地域計画連合 代表取締役	
団 員		
通商産業省通商政策局経済協力部技術協力課	田 中 政 良	※
財団法人 日本工業立地センター	金 子 勝	※
	佐 藤 毅 紘	※
	小 原 成 介	
	横 山 芳 男	
	藤 田 睦 博	
	真 野 博 司	
株式会社 地域計画連合	室 井 忠 顕	※
	西 多 英 治	
	金 子 鴻 一	
三井共同建設コンサルタント株式会社	三 角 健 芳	※
	伊 藤 綱 男	
	中 田 正 夫	
株式会社 日本長期信用銀行	古 田 島 秀 輔	※
	亀 山 嘉 和	
ユニコインターナショナル株式会社	白 石 正 明	※
	広 瀬 晃 平	
	岩 本 光 平	
社団法人 海外コンサルティング企業協会	鈴 木 直 人	※
国際協力事業団	笠 原 允 文	※

※ 印は現地調査団団員





# 目 次

はじめに	(調査の目的と展開)	1
I 総論	調査結果の要約と提言	5
第1章	要約	5
第2章	提言	13
II 各論		17
第1章	ニエリ工業団地開発計画の意義	18
第2章	ニエリ地域の開発環境	55
第3章	ニエリ地域工業開発の基本構想	103
第4章	工業団地導入プロジェクトの選定	113
第5章	工業団地の計面試案	173
第6章	R.I.D.C.の機能と運営	229
第7章	ニエリ地域工業開発の運営システム	263
第8章	経 済 評 価	291



## はじめに

工業団地開発事業は、その事業目的、事業主体、立地、入居企業の種類と規模、工業団地の大きさ、分譲方式、維持管理方式等々の要素に関して多様性があるが、基本的な型は、工業団地が立地企業の用地需要を前提に開発される場合と、工業団地というシステム・レヴェルの高いインフラを整備することにより、潜在的な工業立地需要をひき出してゆく型とに区別される。前者の場合には、工業用地の需要特性を把握したうえで、これら需要に適合したサーヴィスを妥当な価格で販売する事業と考えてよい。従って、民間企業としても成立つ性質をもっている。後者の場合は、経済開発や産業開発の基盤をつくることに重点があり、前者のような事業採算的観点から、この種の工業団地開発の成否を判断することは妥当ではない。むしろ、地域の経済社会的な発展・成長を刺激・誘発する役割が重要視されなければならない。云わば、社会開発的な意義が経済性の上位概念となるものである。

ニエリ工業団地の場合、どちらかと云うと、上の2つの型のうち後者の意義を強調しなければならない事業であるとみられる。すなわち、事業としての収益性を考慮する立場からはナイロビ、モンバサ、ナクル、キスムといった都市地域およびその周辺地域が工業団地の立地としては、より有利な条件を備えている。現に、ナイロビの近郊のチカあたりには、日本企業の進出も含めて大型工場の立地が相ついでいる。一方、公共的観点からは、既成大都市地域への産業と雇用の集中は極力これを抑制し、農村地域の産業振興の政策課題が提起され、都市と農村との格差是正に力を注ごうとしており、企業経済的にみた場合には、よりましな立地を考へるとしても、社会的・行政的な目標を優先させ、立地需要の点では多少の困難が予想されるとしても、農村地域の社会経済開発を促進する基盤として、工業団地の農村地域立地をはかるプログラムを採用したと考えられる。

このようにみると、ニエリ工業団地開発は、こうした政策の前進過程におけるひとつの道標とも云える事業である。すなわち、すでに工業団地が建設されているナイロビ、モンバサ、ナクル、キスム、エルドレットなどの地域について、工業開発に有利な経済的・社会的条件を整えているとは云え、きわめて農村的色彩の強いニエリ地域においては、現状で、明確な工業立地需要が多く存在するわけではなく、むしろ、地域の位置的な条件、資源的な条件、マン・パワーを主とする社会的条件の中に潜在的な工業開発の可能性があり、かつ、将来、これが顕在化する見とおしを多分に認めたいうえで、これらを実現するための基盤づくりを先行させようとするところに、ニエリ工業団地開発の事業の特質を見出すことができる。

このような考え方から、ニエリ地域に工業団地を建設する意志決定がすでに下されており、それは、現行のケニア共和国開発計画(1974~1978)の中に明確にされている。しかし、その実施方法については、事業主体であるK.I.E. Ltdの計画策定が待たれており、この調査は、事業計画策定の基本的指針となるものである。

この調査が対象とするニエリ工業団地は、以下の諸点についてすでに明確な性格づけがなされている事業である。

- ・ 開発事業主体：ケニア工業団地開発株式会社（政府機関である商工業開発公社が全額出資している子会社のひとつで、実質的には公社・公団の性格をもっている。）
- ・ 団地の位置：中央州のニエリ郡に建設する。内陸の農村地域中心都市に配置される工業団地である。
- ・ 入居者の業種構成：複合的な業種の混合型を意図している。
- ・ 団地の規模：小規模（100 ha未満）団地である。
- ・ 入居企業の規模：小規模企業を対象とする。
- ・ 開発目的：小規模工業の育成と農村地方開発を目的とする事業である。
- ・ 開発の内容：土地と工場建屋および公共・公益施設を造成・建設する。
- ・ 団地分譲方式：賃貸方式による。
- ・ 工場建物の型式：標準建屋とカスタム・メイドの混合方式による。
- ・ 入居者に対する特典：技術サーヴィスセンターによる技術サーヴィス、機械購入に対する低利融資、経営指導、技術指導、技能訓練の提供等の特典がある。
- ・ 団地および入居者に対する制限：創始産業、輸・移出産業、雇用力のある工業、地域の負源を利用する工業を選択的に導入する。また、ケニア国籍をもつアフリカ人の投資を優先させる。

以上のように、かなり明確に性格が規定されている事業であり、この規定は、ケニア共和国の開発計画ならびに工業化政策を源としており、これを大巾に変更するような戦略を提案するとは、許されていない。

このように考えると、

この調査の目的は、ニエリ工業団地開発計画事業の実効性を分析・評価(evaluate)し、その実施方策を提言することである。

また、その展開は、

まず、上のような明確な性格づけをもった事業計画が提起されてきた背景を明らかにし、これを理解すること

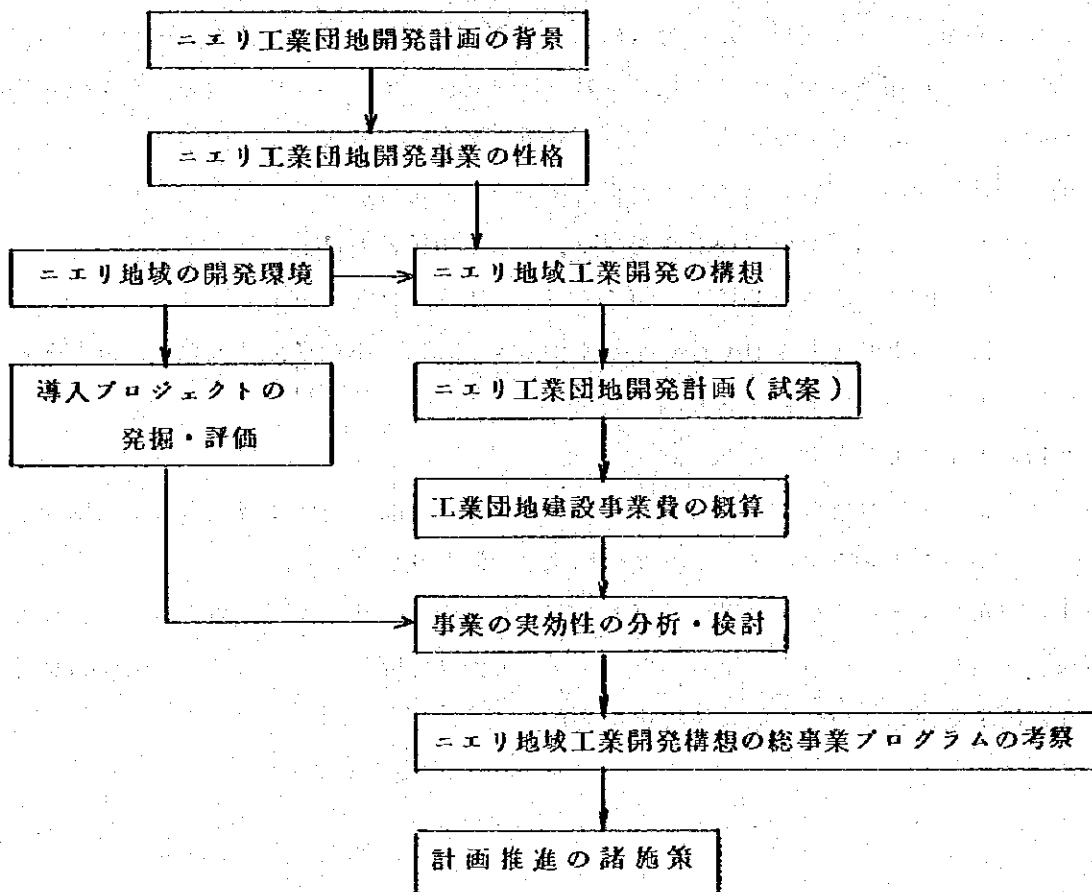
を基礎にして、

この事業の目的のひとつである、農村地域の開発に有効な工業開発のプログラムを構想し、

いまひとつの目的であるケニア国籍アフリカ人による中小規模工業の創設・振興を実現するために、ニエリ地域で成立可能と評価できる工業プロジェクトを発掘し、その実効性を検討するとともに、

工業団地の位置、規模、計画内容が未定であることから、事業目的と導入工業プロジェクト

に適合した工業団地の計画について試案を作成したうえで、工業団地開発事業の技術的・経済的実効性を分析・評価し、さらに、実効性を確保するために必要な諸施策を提言することであると考え、これらの課題に応えるべく調査を実施した。



調査結果の報告に先だち、我々は本計画を次の様に理解していることを明らかにしたい。

ニエリ工業団地開発計画は、ケニア国政府、第3次開発計画（1974～1978年）における工業化政策、とくに小規模工業開発政策に対応する開発計画で、その開発事業はK.I.E. Ltdによって推進される。

さらに当計画は、ケニア政府工業団地開発プログラム（IEDP）及び地方工業開発プログラム（RIDP）を上位計画とするニエリ地域の地域開発を目的とする、一連の計画の1つとして理解される。

すなわち、ニエリ工業団地開発計画は、直接には当工業団地の開発事業であるが、またこれは、提案されたニエリ地域における工業化、とくに小規模工業の開発を総合的に推進する上での中核となる事業と考えられる。従って、ニエリ工業団地開発の広義な目的は、地域全体の開発プログラムの促進にあると云える。

ニエリ工業団地開発計画の計画範囲は、ニエリ地域における

第一義にはIEDPにもとづく、ニエリ工業団地開発事業

第二義としてRIDPにもとづく、ニエリ地域の小規模工業の育成開発を図る

RIDC等の開発を含む地域開発

を内容とするものと考えられる。

また、ニエリ地域とは、ニエリ市を中心とする経済圏において特定される地域であるが、そのうちセントラルプロビンスに属する地区をさしている。

以上の理解のもとに、我々は妥当と考えられる計画内容の具体化、その実現へのプロセスの構築、考えられる問題点と、それらを回避する方策等を検討し、ニエリ工業団地開発計画につき、出来るかぎりの総合的な検討を加えた。

# I 総論（調査結果の要約と提言）

## 第1章 調査結果の要約

1-1 ケニア共和国第3次開発計画（1974～1978）における政策の基調がケニア・アフリカ人による国民経済の急速な成長を達成し、さらに経済成長の成果の均等分配をはかることにおかれており、その有力な手段のひとつが、工業化の推進であると考えられている。

そして、工業化政策は、一方で外国資本と技術による投資を積極的に受け入れながら、他方、ケニア・アフリカ人による小規模企業を育成するための諸施策が実施されている。この後者の政策は、農村と都市との格差の拡大および都市の近代的産業部門と農業あるいは零細手工業との間の生産性格差、所得格差を是正する政策と一体化されて、農村地域における小規模工業の育成・振興政策となっている。

この政策実施のプログラムが、Industrial Estate Development Program (I.E.D.P.) および Rural Industrial Development Program (R.I.D.P.) である。これにもとづいて、工業団地および Rural Industrial Development Center (R.I.D.C.) が Kenya Industrial Estate Limited (K.I.E.) の手で建設・運営されてきている。

これらの政策およびその実施・運営の経験は、この国の経済社会の発展段階に適合した妥当な選択であると評価できる。従って、われわれは、ニエリ工業団地開発計画の政策的背景と目的をきわめて妥当なものと判断し、在来の経験体系から得られた教訓を吸収し、ニエリ地域における工業開発プログラムを実践する基本的な指針を検討した。

（以上第1章の要約）

1-2 この計画は、小規模工業を対象にした工業団地を中核的事業とする一連の工業開発事業をニエリ地域に展開し、長期的目標である地域開発を促進しようとするものである。すなわち、ニエリ市を中心に、その周辺地域を含めて経済圏として統合できる圏域を対象に、この圏域内の各地区特性に応じた開発手段を配置し、それらを組織化することによって、効果的に地域経済の浮揚をはかろうとする計画である。

ニエリ工業団地は、その一連の計画体系の中核的事業である。この意味で一連のプログラムの中で最も優先的に実行されるべき事業ではあるが、上のような考え方から、工業団地計画は、他地区に配置される関連事業との関連性を確保し、次の段階への成長過程を促進する役割を持つことが重要である。

1-3 ニエリ地域の開発環境を工業団地開発からみると、工業の立地需要の点では、他によりすぐれた条件をもった地域を見出すことができるが、1-1で述べたような、農村地域の小規模工業の育成・振興のための基礎づくりという政策課題とその実効可能性という



観点からみると、ナイロビ第1期、第2期、ナクル、キヌム、モンバサ、エルドレットに次いで第7番目の工業団地を開発する地域として最も妥当な地域選択であると評価できる。

ニエリ地域は、その経済社会の成熟度、産業基盤、工業製品市場、資源、人材、地域連関等々の諸条件において工業団地およびこれに関連する基盤整備を通じて小規模工業開発が成功する十分な可能性を有する地域であると評価する。

(以上、第2章の要約)

1-4 計画の背景および上位計画に掲げられた政策目標、従来の工業団地開発の経験体系、そしてニエリ地域の開発環境を総合的に勘案すると、ニエリ地域工業開発は、以下のよう  
な事業によって構成される。

(1) ニエリ市における工業団地の建設・運営

- ・工業団地の計画、設計、造成、建設及びその維持管理
- ・立地企業の創成、育成、及び工業団地への導入
- ・立地企業への技術、経営等の指導

(2) ニエリ、ナンユキ、ニヤフルル、ムランガにおける R.I.D.C. の建設・運営

- ・各地区における、R.I.D.C.の計画、設計、造成建設及びその維持管理
- ・対象地区における家内工業的手工業の指導、小規模企業の育成

(3) カラチナにおける Industrial Promotion Area の建設・運営

- ・カラチナ地区における I.P.A.の計画、設計、造成建設及びその維持管理
- ・I.P.A.立地企業の育成

(4) ニエリを中心としたニヤフルル、ナンユキ、カラチナ、ムランガを含む地域を経済圏とし、当地域の一体的、組織的な小規模工業育成のプログラムの完成

- ・ニエリ工業団地を中心とした各 R.I.D.C.に結節するネットワーク・システムの完成
- ・ネットワークの組織化、機能の定着

これらを総合したプログラムを、われわれは「ニエリ・セットアップ」と概念する。

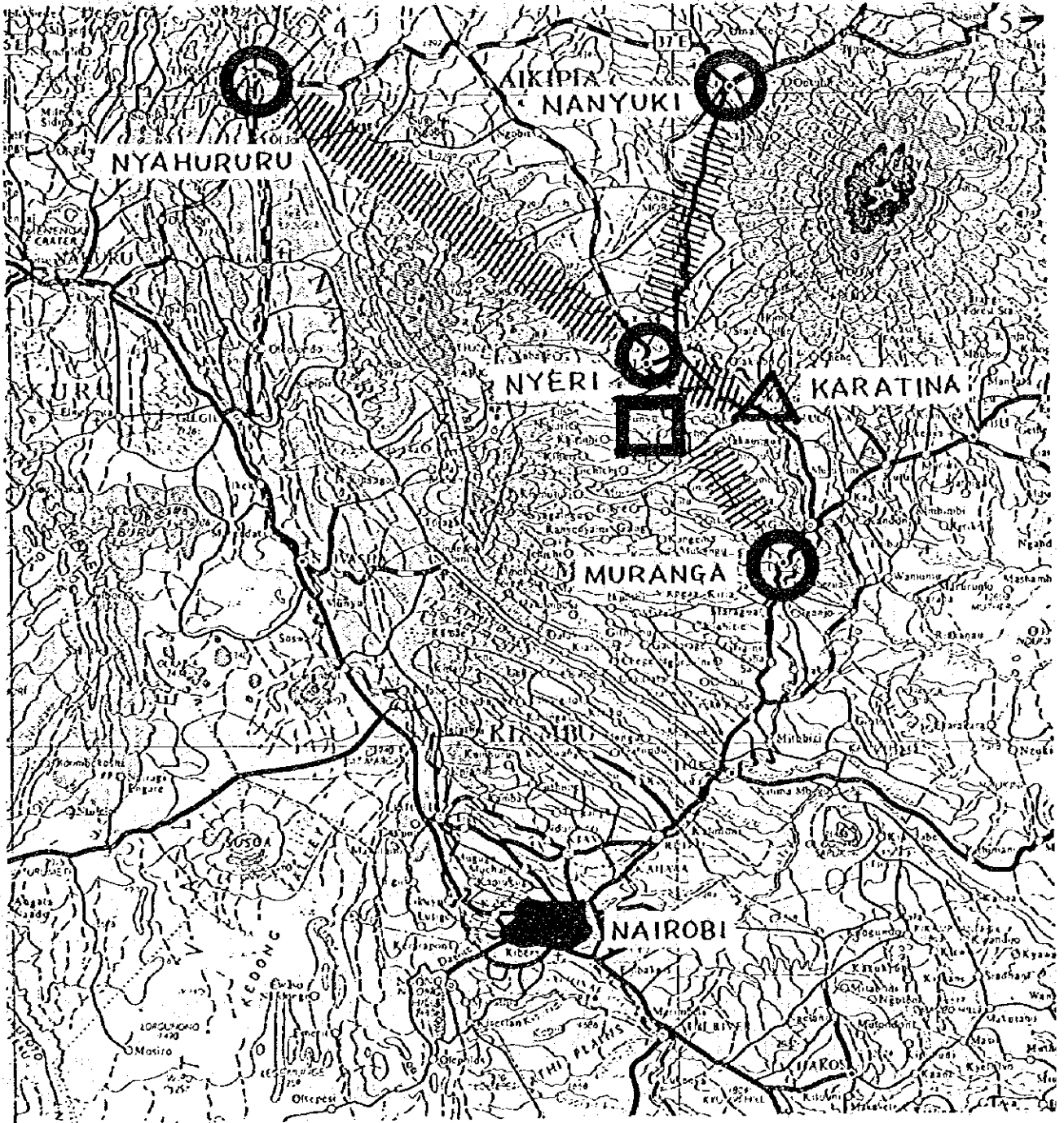
(以上、第3章の要約)

1-5 ニエリ工業団地において、いかなる工業を育成してゆくか、この問題が工業団地開発計画の中心的課題である。ニエリ地域の産業人、経済人は、工業団地の整備による投資機会の創出に大きな期待をもっているが、はじめに述べたように、現状で団地への入居を希望する企業が多く存在するわけではなく、いかなる工業プロジェクトがニエリ地域で成功するか、この地域で収益性のある小規模工業は何なのか、これが、この調査に期待されている問題提起であり、また、K.I.R.の工業団地開発事業の中で実践的に解決してゆかなければならない問題である。

この調査では、まず、予備調査段階で作成されたケニア共和国で成立可能性を検討する

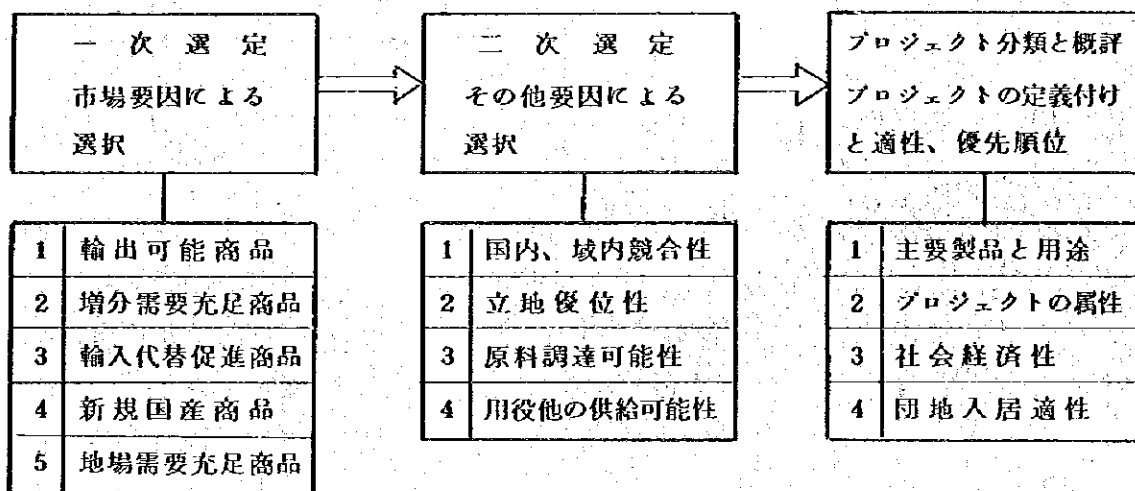
# NYERI I.E.D. PROJECT

- 
- I.E.
  - R.I.D.C.
  - △ I.P.A.
- 



ためのプロジェクト・リストを現地調査の過程で追補し、これらの調査対象プロジェクト（277種）について、市場要因、資源要因（原料調達）、競合条件、立地特性、用役調達、地域社会への貢献度、国家経済への貢献度、規模特性等の諸要因から評価・選別し、ニエリ地域に成立可能な工業プロジェクトを30種、そのうち、標準工場建屋に導入可能な工業プロジェクトを17選定した。

選定のプロセスはつぎのとおりである。



a	発掘プロジェクト	277件
b	一次選定（市場要因）	125件
c	二次選定（競合、立地、原料、用役）	99件
d	プロジェクト／商品調整	43件
e	最終選定（社会経済要因、総合概評）	30件

選定プロジェクトのうち、標準工場建屋に適合するものは以下の17種である。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1. カーペット製造業 | 10. 建築金物製造業      |
| 2. タオル製造業   | 11. パルプ製品製造業     |
| 3. 既製服製造業   | 12. 電気部品製造業      |
| 4. 尿素樹脂加工業  | 13. プラスチック雑貨品製造業 |
| 5. ゴム雑貨品製造業 | 14. スポーツ用品製造業    |
| 6. 皮革二次加工業  | 15. 竹加工、木工品製造業   |
| 7. 皮革製品製造業  | 16. ガラス雑貨品製造業    |
| 8. 鉄工所      | 17. 機械修理工場       |
| 9. 農器具製造業   |                  |

また、選定プロジェクトのうち、プロトタイプの建屋よりもフリー・デザイン・エリアに立地するのが適当と考えられるものは次の13種である。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 18. 食肉加工業 | 19. 植物油脂製造業 |
|-----------|-------------|

20. 尿素樹脂原料製造業

26. スターチ製造業

21. オガクズ木炭製造業

27. 合板工業

22. 窯業製品製造業

28. 板紙一貫工場

23. 灌漑用機械製造業

29. 松脂精製業

24. 家畜飼料製造業

30. 皮なめし(一次)業

25. 発酵製品製造業

(以上、第4章の要約)

1-6 1-4で要約したニエリ・セットアップはすべて地域の小規模工業育成の基盤整備事業であるが、このうち、最初の事業であり、かつ、セットアップの中核的事业である工業団地について、妥当な計画内容を検討すること、すなわち工業団地の基本設計を行うことがこの調査の課題のひとつである。ここでは、設計内容は各論にゆずるが、設計の基本方針を要約しておく。

まず、工業団地の適地選定については、ニエリ市域内で工業地区指定のある適地を比較検討した結果、K.I.E.Ltd.が提案している用地を妥当な適地であると判断した。この用地は、有効敷地面積4.9haと、これまで開発された工業団地にくらべて、その用地規模はやゝ小さいが、有効な設計によって、工業団地として充分機能しうると考えられ、また、拡張の余地もあるところから、妥当な適地と判断した。

工業団地は、個別の企業によって整備するのが不経済な施設やサービスを共有することによって、すぐれた立地環境を企業が享受しうることが、その効用のひとつであることから、入居企業が共有しうるサービス施設、とくに小規模企業群に必要な共有施設を備えた工業団地とすることを基本方針とする。

ただし、小規模工業の育成・振興は、工業団地に対して施設面でのサービスとともに、あるいはそれ以上に非物的なサービスの提供を要求することとなる。経営指導、技術指導、あるいは低利融資などの機能を団地の運営管理者が提供することが、企業設立のインセンティブとなる。この機能については後述する。

(以上、第5章の要約)

1-7 ニエリ地域全体の工業開発の成長過程を実現するプログラムという見方をすると、工業団地と密接不可分な関係でR.I.D.C.およびI.P.A.の建設・運営のあり方を検討する必要がある。

現在、ニエリに稼働中のR.I.D.C.があり、地域の家内工業的手工業の振興・育成にあたっている。工業団地を配置した後もR.I.D.C.(Nyeri)の機能は存続させることが望ましい。R.I.D.C.が対象とする企業は、小規模工業とは別な範疇の家内工業的手工業である。従って、工業団地の建設後も、工業団地のサービスとは別に、R.I.D.C.の機能を必要とする事業者は存在するし、R.I.D.C.の機能の延長上に、小規模企業へのテイク・

オフが予想されることでもあり、工業団地と連繫した活動の展開が期待される。

ニエリの R.I.D.C. に続いて、工業開発計画の対象地域の中で、比較的独立性のある経済圏の中心地となっているニャフルル、ナンユキ、ムランガに R.I.D.C. を建設し、地域の工業開発を牽引する衛星中心 (Satellite Center) とする構想は、R.I.D.C. のサーヴイスの地理的な到達範囲を考えると、きわめて妥当である。

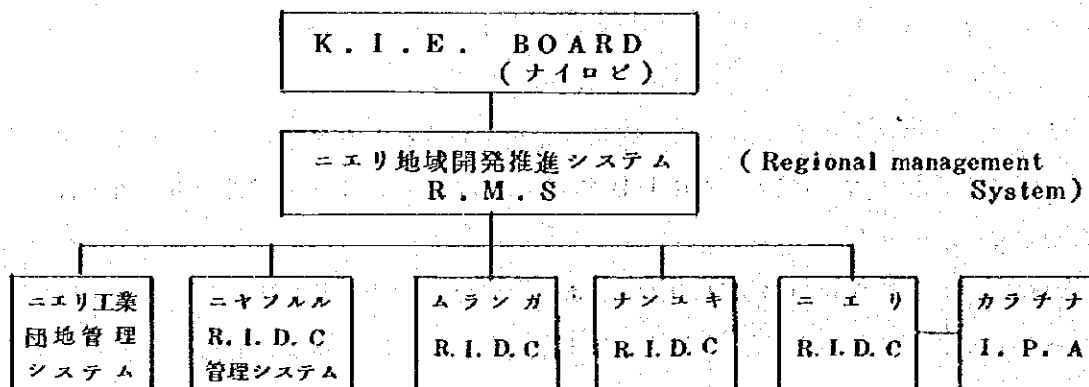
これらの R.I.D.C. は、ニエリに配置される K.I.E. の Regional Manager によって工業団地とともに総括管理され、地域全域にわたる工業育成・振興のプログラムを連繫して実施する方式が考えられており、これを遂行するにふさわしい施設と機能を提言したい。(提言は次章で要約する)

また、I.P.A. は既存の家内工業的手工業の集積を基盤に、これらを共同化して、小規模な団地化をはかる事業で、一定の集積を前提として成立する。ニエリ地域の場合は、カラチナに木工関係の零細規模工業の集積があり、事業協同組合が結成され、共同工場建屋の建設が日程にのぼっている。この事業を比較的早い時期に、ニエリ R.I.D.C. の指導、監督のもとに実施に移すことが期待されている。これは、前述のニエリ・セットアップの一環となるものである。

(以上、第6章の要約)

1-8 ニエリ地域工業開発計画はこれまで展開した様に、ニエリ地域に地理的に分散する、集積地区に、R.I.D.C. 工業団地等、工業開発の基盤となるインフラ・ストラクチャーを配置して、これらを統括することによる利益をもって、開発事業を促進しようとする戦略が原理となっている。このため、地域全体を統合するシステムの定着が開発事業の運営にはきわめて重要な役割を占めることになるであろう。

ニエリ地域工業開発の運営システムは従って以下の図の様な構成で Regional manager を中心とするニエリ Regional management System (R.M.S.) により各地区の活動が管理される形態が妥当である。

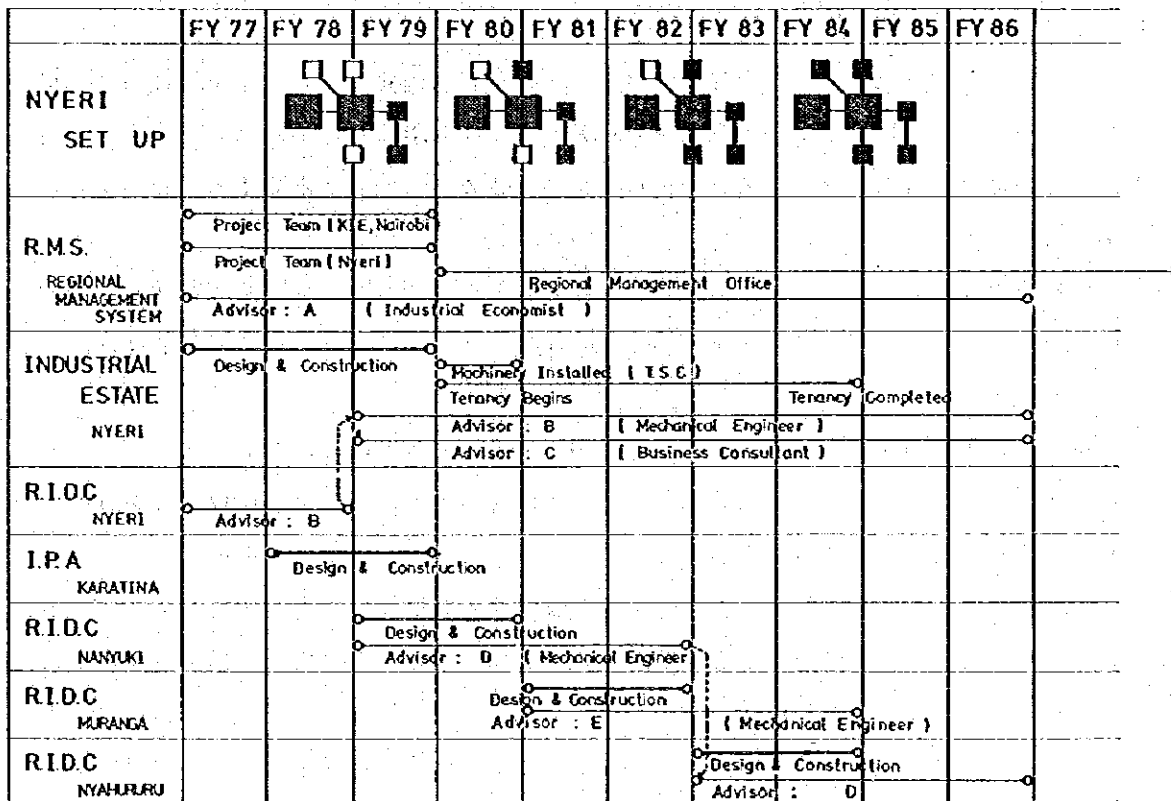


又、こうした運営システムに従った開発プログラムは次に示す通りである。すなわちニエリ Set-Up は今後 10 年間で完了されることが期待される。

こうした開発事業に要する費用の概算は次に示す通りである。

(以上第7章の要約)

NYERI INDUSTRIAL DEVELOPMENT PROGRAM (ASSIGNMENT OF CONSTRUCTION AND ADVISORS)



ESTIMATION OF PROJECT COST

— Summary Table —

( \$ million )

	R.M.S	NYERI I.E	NYERI R.I.D.C	NANYUKI R.I.D.C	MURANGA R.I.D.C	NYAHURURU R.I.D.C	KARATINA I.P.A
<b>CONSTRUCTION ACCOUNT</b>							
LAND PURCHASE	0	0	0	0	0	0	0
CONSTRUCTION	0	1.343	0	0.146	0.144	0.143	0.081
SURVEY & DESIGN	0	1.201	0	0.022	0.022	0.021	0.012
SUB-TOTAL	0	1.544	0	0.170	0.166	0.164	0.093
RELATED PUBLIC WORKS	0	0.425	0	0	0	0	0
<b>MACHINERY INSTALLATION</b>							
COMMON MACHINERY	0	0.200	0.020	0.040	0.040	0.040	0
<b>TOTAL ( ABOVE )</b>	0	2.169	0.020	0.210	0.206	0.204	0.093
<b>FINANCIAL ACCOUNT</b>							
MACHINERY & WORKING CAPITAL	0	1.000	0.150	0.075	0.110	0.110	0
<b>MAINTENANCE ACCOUNT</b>							
MAINTENANCE & MANAGEMENT	0	0.096/Y	0.084/Y	0.084/Y	0.084/Y	0.084/Y	0
<b>ADVISOR SERVICES</b>							
0.045 / P.Y	10 P.Y 1 Person 10 Years	16 P.Y 2 Person 8 Years	2 P.Y 1 Person 2 Years	4 P.Y 1 Person 4 Years	4 P.Y 1 Person 4 Years	4 P.Y 1 Person 4 Years	0
	0.450	0.720	0.090	0.180	0.180	0.180	0

1-9 工業団地開発事業は、一方で小規模企業を育成すると云う、いわば保育的機能をもつことからみれば、極力低価格で高度のサービスを提供しなければならないが、他方、工業団地の提供するサービスが小規模企業に十分な収益性を保証するという点では、提供するサービスの費用を負担しうる企業を育成することが可能でなければならない。

そこで、前項でみた工業団地の建設コストおよび運営管理費、さらに、T.S.Cのサービスを含めて、工業団地の費用・効果をD.C.FおよびI.R.Rによって評価した。その結果、工業団地の運営管理を健全にするためには、次のような点について留意する必要があることがわかった。

- ① 建設費および管理費をすべて計上し、これらの資金調達条件を金利4.0%、5年据置、20年返済とした場合、Pay-Back Periodは41年となり、有意なI.R.Rは出てこない。
- ② 賃貸料収入を増やすことは、入居企業の負担を加重することになるため、入居テンポを遅らせ、低廉な価格ですぐれたサービスを提供することによって小規模工業を育成しようとする事業目的に合致しないこととなる。
- ③ 規模の経済によって、費用と収入の関係を改善する余地はあろう。すなわち、より少ない限界費用で賃貸用の建屋あるいはスペースを増やすこと(団地を拡張する)がそれである。
- ④ また、入居テンポを加速化することによって、事業採算性を改善することが可能であるが、そのためには、起業化を促進するためのサービスおよびインセンティブを強化しなければならない。
- ⑤ 資金調達条件をより緩和することによっても採算性を改善することができよう。
- ⑥ しかし、上の改善策は根本的に財務面で事業の健全化をはかる方策とはならない。基本的に問われるのは、管理費用の負担である。工業団地の運営管理に要する人員をK.I.Eの事業方針どおり計上した場合、この費用負担が事業収支を圧迫する。仮に、管理費用を半分にすれば、先の条件でもPay-Back Periodは25年に短縮でき、7%前後のI.R.Rを望める。
- ⑦ ただし、保育的機能、工業プロジェクトの発掘、起業化、経営指導等を遂行するために投入すべきスタッフを削減することは好ましくない。従って、所要スタッフを備え、かつ、運営管理費用を軽減する方策が必要となる。

(以上第8章の要約)

## 第 2 章 ニエリ地域工業開発計画に関する提言

2-1 ニエリ工業団地開発計画は、ケニア共和国の開発計画(1974~1978)の期間中に着手することが明言されている事業である。従って、事業実施機関である K.I.E. Ltd. は 1977 会計年度内に既定方針どおり事業に着手することが前提となる。

また、小規模工業を対象とする K.I.E. Ltd. の工業団地および R.I.D.C の開発事業は、従来は、すべて外国の経済協力、資本協力によって実施されてきており、ニエリ・セットアップについても、外国援助に依存せざるをえない。これまで、K.I.E は、工業団地 R.I.D.C を建設してきたが、既存の諸事業が収益をあげ、これをもとに自己資本で開発投資ができるような段階にはなっていないからである。ケニアアフリカ人に収益性のある投資機会を創出し、工業を育成、創設してゆこうとする目的をもつ事業であるため、低利・長期の資金調達源を確保することが重要な成立条件となる。農村地域における小規模工業開発を推進するにあたっては、こうした事業の性格への理解を基礎として、政府投資および外国援助の導入をはからなければならない。

2-2 われわれは、ナイロビ、モンバサ、ナクル、キスム、エルドレット等の工業団地開発、ニエリ、エンブをはじめとする R.I.D.C の事業、マチャコス の I.P.A 事業などの経験をふりかえり、K.I.E. Ltd. の事業の展開方向を考察したうえで、ニエリ・セットアップの概念に到達した。ある程度の独立性をもった農村地域を特定して、地域全体の経済社会のレベル・アップに有効に貢献できるような工業開発を、K.I.E. Ltd. の有する諸事業を体系的に配置し、総合的に管理・運営することによって推進することが可能であると評価したからである。

このため、ニエリ地域の工業開発計画の実施にあたっては、K.I.E. Ltd. 本社から多くの権限を委譲された Regional Manager のもとで、事業実施計画の策定、事業の実施、運営、管理を総合的に統括し、計画対象地域内の各種の工業開発事業をコントロールする組織形態を提案する。そして、まず、Regional Manager のもとに、ニエリ・セットアップに関するプロジェクト・チーム、リサーチ・チームを編成し、事業実施のプログラムおよび必要な調査を実施するよう提言する。ニエリ・セットアップの最初の事業となるであろう工業団地の建設の進捗にあわせて、ニエリのリージョナル・オフィスに移行するのが妥当であろう。

2-3 この調査の中で、ニエリ地域に設立可能な工業プロジェクトを選定したが、そのそれぞれについての起業化のフィージビリティは確かめるところまで至っていない。ここに提案されている各プロジェクトについて、その製品市場の見通し、原料調達の見通し、製造原価・収益性の評価等の調査を経て、最終的な導入工業プロジェクトを選定する必要がある。前項で提案したリサーチ・チームの仕事のひとつは、この工業プロジェクトの



詳細なフィージビリティ・スタディーを実施することである。このスタディーには、外国人アドバイザーの参画が必要となろう。

団地適正プロジェクトとして選定されたプロジェクト(12種)は、技術的に小型化が可能なプロジェクトであり、又、夫々独立したプロジェクトとして実施可能なものが多いことから、スケジュール的には、これらのプロジェクトより優先的にフィージビリティ・スタディーを開始することが望ましい。

2-4 団地不適正プロジェクトは、投資規模的に中以上のものが多く、且つ原料入手条件あるいは製品の供給先等において、他産業との関連性の高いものが多いので、これらのプロジェクトのフィージビリティ・スタディーにおいては、予め、これら連関分野とのバランスを考慮したプランを前提条件として想定しなければならない。従って、当然原料面においても、開発計画を含めた長期的見通しにつき充分調査する必要がある。

2-5 事業の推進にあたっては、外国人アドバイザーの役割が重要で、ニエリ・セットアップの推進に不可欠な人的要素である。第1に、ニエリ・セットアップの実施計画を策定する段階で、第2に、工業製品のマーケティングおよび工業プロジェクトの発掘・評価の分野ですぐれたエコノミストが求められる。

第3に、企業の経営指導、財務管理指導に関する専門家のアドバイスが必要である。第4に、機械の選定、その利用技術の指導にあたるエンジニアを要する。これは、工業団地のT.S.Cおよび各R.I.D.CのWork Shopに配置する。

さらに、仮に、ニエリ・セットアップの全体にわたって外国の経済協力、技術協力が提供されるとすれば、ニエリ・セットアップの事業会計システムに関してアドバイスを提供するアカウントが必要になろう。これらのアドバイザーは、Regional ManagerおよびEstate, R.I.D.CのManagerとそのスタッフと協力し、地域全体の工業化を促進する役割をもつことに留意しながら連繫して事業の推進に寄与することが期待される。

2-6 工業団地適地として選定された用地は、導入可能なプロジェクトからみてやゝ狭すぎると思われる。この用地の大きさでは、十分なフリーデザイン・エリアを確保することが難しく、かつ、事業の経済性の観点からみても、インフラストラクチャの整備費用や、ことに多くのアドバイザー・サーヴィスを含めた工業団地の運営管理費の大きさにくらべて、適正なく(ということは、小規模企業の費用負担を極力軽減するという意味で妥当な)リース料をはじめとする事業収入が確保できない恐れもある。従って、一定の規模の経済を導入するためにも、また、可能な限り多くの工業プロジェクトの成立を期するためにも、用地の拡張を考慮する必要がある。選定した用地は、位置的に工業用地としてすぐれており、かつ拡張の余地があるものと判断して、工業団地の適地とした。

ケニア政府としても、プロジェクト実施のための用地確保、資本、技術等につき積極的に便宜を計ることが期待されるが、なかでもフリーデザイン・エリアの確保が極めて重

重要な問題であり、ケニア政府及び地方政府は、この問題の解決に尽力することが期待される。

2-7 既存製造業企業の実態より、企業収益性向上のための課題は、労働生産性向上と原料費比率の低下である。勿論その背景に市場要因等もあるだろうが、少なくとも工業労働者の技術能力の向上が重要な課題であり、工業プロジェクトの計画段階における原料調達方針の設定が重要な鍵である。従って、工業プロジェクトの計画においては、技術訓練計画、原料調達計画等に充分の留意を払う必要がある。

2-8 R.I.D.Cの事業化については、ニエリR.I.D.Cは、継続してニエリ地区の Craft Industry の育成にあたることとし、NANYUKI, NYAHURURU, MURANGA のR.I.D.C に関しては、各地区の Craft Industry の実態を把握し、将来の可能性を見きわめるための調査を地区ごとに Regional Managerのもとで実施することが必要で、この調査から各R.I.D.Cへのニーズを十分に調べたうえで、機能、設備、運営のプログラムを作成することが望まれる。

在来のR.I.D.Cに欠けていたプロモーション、プロキュアメント、マーケティング等の機能は、Regional Managerのもとに配置されるスタッフおよびアドバイザーがR.I.D.C マネジャーと協同して実施する。

2-9 ニエリ・セットアップの資金調達に関しては、農村地域における小規模企業の育成という事業の性格から、長期・低利の資金導入が要請される。第1に、団地入居企業の費用負担を軽減するために、賃貸料を低く設定するよう建設コストの低減に努め、入居企業へのインセンティブを高めること、第2に、管理費用の軽減に努めること、第3に、T.S.Cの機械・設備の導入にあたって、入居企業のニーズに適合したコモン・ファシリティーを設備し、個別企業の設備投資を軽減すること、第4に、これらT.S.Cの機械設備と外国人アドバイザーについては無償協力に近い援助を導入するよう努めること、第5に、同じくR.I.D.Cの機械設備とアドバイザーについても無償協力に近い政府援助または外国援助を導入するよう努力することを提言する。

2-10 ニエリ工業団地への入居企業は、必ずしも十分な資金力があるとは考えられない。従って、工業団地に入居することによって生じる費用負担には限度がある。このため、建設費用等はできるだけおさえる必要がある。ただし、一方では高いレベルのサービスの提供が要求されるため、計画の経済性と高次性とに深い配慮を要する。必要なのは、すぐれた考え方とすぐれた技術、経営の指導者で、ここでも高いレベルのサービスと低いコストとの両立にきびしい考え方が要求される。

2-11 ニエリ工業開発の意図する戦略的方法は、地理的に分散する地区の工業開発とこれらを広域的に統括することによって得る規模の利益を分配し、発展を自立化しようとするところにその特徴がある。従って、地域の工業化は、生産機能のみならず、市場性の確

得、流通等、経済過程のほとんどにわたっての配慮が必要となる。このためR.I.D.C工業団地、I.P.A等の開発事業を統括するRegional Managerを中心とする運営システム

R.M.Sは、これらの地区システムの運営と共に工業開発の推進につながる他の条件の整備を意識する必要がある。又、ニエリSet-upは、地域の各レベルの工業活動の組織化を利益とするため、システムとしての構成は可能なかぎり、短期的に形成されることが望ましい。(10年間を自途としている。)

こうした観点から、先ずニエリ地域工業開発計画のマスタープランをとくに工業開発の内容に設定し作成することが急がれる。従って、本計画は中核となるニエリ工業団地の実施とR.M.Sの母体となるProject teamをニエリRegional Managerを中心に発足させ、広域的な発展計画の事業プログラムの検討に着手する必要がある。

又、とくに各地区に於ける開発プロジェクト、R.I.D.C工業団地、I.P.A等は、その地区の性向を充分反映し得る様、フレキシブルな対応性を持つことが小規模工業の育成には必要な条件である。

しかし、又一方ニエリ地域全体からの機能分担といったその地区に閉じたところでは展開し得ない可能性への着目も重要な問題である。地域を統合化することは、規模の拡大に伴う経済便益ばかりではなく、競争を回避して計画的な生産が可能となる便益も大きく評価されなければならない。建設計画において注意を要するのは、企業は必ずしも十分な資金があるとも考えられないし、費用負担ははじめから限度があると考えておくべきである。工業化計画は、それ自体1つの社会構成体であると認識することを前提として進められなければならない。



## 第 1 章 ケニア共和国における工業団地開発と

### ニエリ工業団地開発計画の意義

ここでは、独立後14年を迎えたケニア共和国の国民経済の発展動向と開発課題を分析し、工業開発の必要性ならびに工業開発政策の展開方向を明らかにするとともに、ニエリ工業団地開発計画が提起されてきた背景とこの計画の意義を考察する。

ニエリ工業団地は、ケニア人による中小企業の創設・育成を目的とする事業であるが、もうひとつ地域開発を主導する役割を持ち、他のいくつかの事業とあわせて、ニエリ市を中心都市とする中央州中北部地域の工業化促進とそれによる地域経済社会の開発という目的をもつものである。

このことからわれわれは、工業団地を補完する地方工業開発センター(Rural Industrial Development Center)等と工業団地開発との関連性、一体性を明確にし、対象とする地域の工業化、地域開発の一連のプログラムの初期的・中核的事業としてニエリ工業団地開発計画を考える立場をとるものである。

#### 1-1 国民経済の現況と開発課題

##### 1-1-1 独立後10年の成果

1963年に独立を達成して以来、ケニアッタ大統領の指導するKANU(Kenya African National Union)の政権下で安定した政治情勢を維持してきたケニア共和国は、第1次開発計画(1966~1970)第2次開発計画(1970~1974)を通じて年率7%の経済成長を遂げてきた。これら開発計画の目標とするところは、①急速な経済成長、②開発利益の均等分配、③経済のケニア化であった。

1975年の世銀報告(KENYA - INTO THE SECOUND DECADE, World Bank Country Economic Report, 1975)をはじめとして、おおかたの評価は、独立後10年のケニア共和国は順調な経済発展を遂げてきたことを認めながらも、これからの10年を展望すると、内外ともに従来の政策の延長では対処できない新たな課題に直面しており、これまでのように順調な発展を持続するには、大きな転換を強いられるであろうと指摘している。

##### 1-1-2 当面する諸問題

国際関係についてみると、国際収支の悪化と東アフリカ共同体諸国間の矛盾激化、対外債務の累積の問題を抱え、国内的には、高い人口増加率と雇用機会の不足による失業問題、富の分配の不均衡と貧困の拡大、都市への人口流入と地方開発の遅れ、インフレーション等多くの問題に直面しており、これにくわえて多部族国家に特有の政治的・社会的統合に困難な課題を残している。また、貨幣経済部門を非アフリカ人が掌握し、ア

フリカ人の多くは、農業部門を中心とする非貨幣部門に属しており、経済構造の近代化と経済部門におけるケニアナイゼーションが急務となっている。

### 1-1-3 第3次開発計画

このような諸課題に対応すべく、独立後第2の10年に臨んで、第3次の開発計画（1974～1978）が策定されている。この計画では、1965にケニア政府が発表した「アフリカ社会主義とケニアにおける計画への適用」の中で明らかにされている以下の計画目標を継承している。

個人の自由の尊重

欠乏・疾病・無知・搾取からの解放

経済の拡大とその成果分配の不均衡是正

国民経済の統合

ここにみられる開発政策の基調は、自由を基底にして、着実かつゆるやかに自立的な平等社会をつくってゆこうとするもので、急進的な民族主義、社会主義をめざす新興独立国が多くみられる中で、比較的穏健な路線を敷いている。このことが、先進資本主義諸国からの経済協力、技術協力および直接投資を牽引する因となり、経済成長を促進する一因となっている。

### 1-1-4 2つの主要課題

上の基本理念に立脚して、第3次開発計画においては、主な開発課題を次のように提起している。

*In spite of the rapid growth of the economy, in the first ten years of independence, the problems associated with a rapidly growing population……unemployment and income disparities……have become more apparent than they were in 1963.*

すなわち、第3次開発計画は人口増加に対応した経済の拡大と所得の不均衡是正とを主要課題としている。1960年代から1970年代前半にかけて、人口増加率は3%を超え、近年はいっそう増加率が高まってきている。1974年の推定人口は1300万人に達しようとしている。GDPの伸長にもかかわらず、人口増加に相殺され、人口1人あたりGDPは55～56K£に停滞している。ことに、1974～1975年は国内における旱魃による農作物の不作、牧草不足による畜産の不振、輸出農作物の減産等があり、その波及的影響で農村購買力が減退し、さらに石油危機を契機とするエネルギー価格および輸入工業製品価格上昇、世界的不況の影響による輸出の不振などが重なり、人口1人あたり実質GDPは、1972年水準にまで後退した。その後、輸出農作物の世界市況の好転、観光収入の増大等により経済成長は恢復に向っているが、増加する人

表1-1 GDP指数 (Constant (1972) Prices)

1964年	59.3	—	
1965年	59.8	0.8%	
1966年	68.5	14.6%	
1967年	71.6	4.6%	
1968年	77.1	7.7%	
1969年	82.0	6.4%	49.94
1970年	87.6	6.8%	
1971年	93.5	6.7%	54.05
1972年	100.0	7.0%	55.21
1973年	105.6	5.6%	56.34
1974年	109.9	4.1%	56.69
1975年	110.7	0.7%	55.02
	GDP 指数 (1972=1000)	Growth Rate	GDP Per CAPITA (K£)

Sources: GDP 1964~1972; World Bank Country Economic Report  
 GDP 1972~1975; Economic Survey, 1976  
 Population; Development Plan, 1974~1978

表1-2 Changes in Population and Population Growth Rates

Year	Population	Growth Rate (%) between Years shown
1931 . . . . .	3,981,000	
1941 . . . . .	4,853,000	2.0
1948 . . . . .	5,405,966	
1951 . . . . .	6,211,000	2.5
1961 . . . . .	8,346,000	3.0
1962 . . . . .	8,636,263	3.2
1969 . . . . .	10,942,705	3.3
1971 . . . . .	11,524,000	3.4
1974 . . . . .	12,934,000	3.5

口を扶養し、開発計画で目標とする年率7.4%の経済成長を持続するためには、安定した雇用機会の拡大が不可欠である。

#### 1-1-5 雇用機会の拡大

失業の克服と所得の向上をはかるために、モダン・セクター、地方の非農業部門、都市部門における雇用拡大を課題としている。それは、第3次開発期間中に年率3.2%で増加すると見込まれる労働力人口を吸収する雇用機会を確保する目標は、表1-3のとおりである。

近年、深刻な問題となっている失業問題には、いくつかの側面がある。積極的にモダン・セクターに職を求めて、地方から都市に流入する人口が増えてきているが、都市における雇用機会は相対的に少く、失業、半失業が顕在化してきている。ケニア共和国では、いまなお非貨幣経済部門に人口の多くが属しており、自給自足に近い生活をしている。この中には潜在失業が含まれている。彼らの貧しい生活状態は都市の半失業者と同

表1-3 Total Employment: Actual, 1972 and Target, 1978 ('000)

	Actual 1972	Target 1978	Annual Rate of Growth 1971/78
Modern Sector	762	995	4.5%
Rural Non-Agricultural Activities Small Farms and Settlement Schemes	222	288	4.4%
Other Wage Employment	390	460	2.8%
Self Employment and Family Workers	3875	4570	2.8%
Urban "Informal" Sector	108	166	7.5%
<b>Total</b>	<b>5,357</b>	<b>6,479</b>	<b>3.2%</b>

表1-4 Modern Sector Employment, 1972 and Projected, 1978 ('000)

Sector	(A) Employment 1972	(B) Projected Employment 1978	B/A 1978/72
Agriculture, Forestry and Fishing	245.9	281.6	1.145
Mining and Quarrying	3.3	10.0	3.030
Construction	35.5	51.3	1.445
Manufacturing	103.9	158.5	1.526
Commerce	63.5	88.7	1.397
Electricity, Gas and Water	5.6	7.1	1.268
Transport	46.2	69.3	1.500
Services	81.5	104.4	1.281
General Government	177.0	224.4	1.268
<b>Total</b>	<b>762.4</b>	<b>995.3</b>	<b>1.305</b>

Note - The 1972 data differs from official published figures by 53,000 self-employed and family workers, which by definition, are not included in published totals for the Annual Enumeration of Employees.



様である。このため、地方経済の近代化と、地方における雇用の拡大が重点課題とされ、モダン・セクターでは、商・工業、サーヴィス業における雇用拡大が期待されている。とくに製造業部門の成長、それも、ケニア人の手による起業化を積極的に推進しようとしている。(表1-3、表1-4)

第3次開発計画による失業克服の戦略は以下のとおりである。

- a) Continued Rapid Growth
- b) Family Planning
- c) Income Redistribution
- d) Agricultural and Rural Modernization
- e) Education Reform
- f) The Promotion of Small Scale Enterprises

#### 1-1-6 所得分配の不均衡是正

独立当時は、モダン・セクターのヨーロッパ人被傭者はアジア人の2.5倍の所得をあげ、そのアジア人もまたアフリカ人の約6倍を稼得していたと云われている。1963年から1971年の間にヨーロッパ人賃金生活者は25%減少し、アジア人は30%減少し、アフリカ人が $\frac{1}{3}$ 増加し、経済のアフリカナイゼーションが進められている。

1972年に、モダン・セクターに就業するアフリカ人は、平均すると年間で287K£の所得をあげており、小農場労働者の24K£を大巾に上まわっている。

表1-5 An Indicative Size Distribution of Income Among Households, 1969

Income Class (£ per year)	Group	Number of Households ('000)
Equal or less than £20	Smallholders, pastoralists in arid and semi-arid areas; the unemployed and landless.	275 (14.2%)
£21-60	Workers on smallholdings and rural non-agricultural enterprises, smallholders, employed and self-employed in informal sector.	945 (48.7%)
£61-120	Employees on large farms, unskilled modern sector employees, some self-employed in rural non-agricultural activities.	275 (14.1%)
£121-200	Unskilled workers in modern non-agricultural sector, many smallholders. Most owners of rural non-agricultural enterprises.	200 (10.3%)
£201-600	Semi-skilled workers in formal sector, large number of smallholders, many owners of rural non-agricultural enterprises.	180 (9.3%)
£601-1,000	Less prosperous large farmers, many middle-level manpower posts, some owners of modern sector enterprises.	40 (2.1%)
£1,001 and more	Large farmers, high level manpower, owners of larger enterprises, skilled workers.	25 (1.3%)
		1,940 (100%)

たしかに、都市に移動して、モダン・セクターに就業できる場合は所得増加の機会を得られるが、高い所得を求めて都市に流入する人口は、都市が提供する就業機会よりもはるかに大きい。このことは、今日、大きな社会問題となりつつある。さらに、賃金労働者と資本所有者および大農場主との間の所得格差が大きい。

このようなことから、表1-5にみられるように所得分配の不均衡が出てきている。この不均衡は2つの面で克服されなければならない。ひとつは、雇用部門間、産業部門間、あるいは職種間の格差であり、いまひとつは地域間格差である。前者については大企業による高い労働生産性と高賃金による経済成長が雇用拡大の面では効果が小さいことが問題視され、ケニアナイゼーションとあわせて、労働集約型の中小企業の育成に力点がおかれている。後者の地域間格差は、1972年時点で平均的な都市世帯の所得は、地方の平均的な世帯のその5倍と推定され、はなはだしい不均衡がみられる。従って、労働集約型の中小企業の育成と並んで、地方開発の必要性が強調されている。

#### 1-1-7 雇用拡大、所得分配不均衡是正のための根本的対策

以上に指摘されている基本的な問題の解決には、何よりも経済成長の維持が必要であるが、雇用拡大による失業の克服と所得分配の不均衡是正に関しては、第3次開発計画の中で根本的な対策の必要性を提起している。諸対策のうちで重要なものは以下のとおりである。

- (1) 関税政策……雇用拡大のために省力機械の導入よりも労働力の使用を奨励する方策として、すでに資本財の販売税が実施されているが、さらに、資本財の輸入関税の引上げが検討されている。
- (2) 他の税制改革……低所得者に負担の大きかった The Graduated Personal Tax をすでに廃止して、かわりに、中・高所得者からの懲税をねらった物品販売税を設けているが、さらに、それを補完する所得税の改訂が実施されている。
- (3) 小規模企業の振興……地方の小生産者に技術的援助、経営管理上の援助を提供するよう商工省の小規模企業振興機能を充実するとともに、I.C.D.C.の小規模企業向け融資を促進する。
- (4) 教育改革……労働需要の動向に適合した技術教育・職業教育を強化、充実する。
- (5) アメニティー増進のための投資促進……支線道路の整備をはじめとして、地方開発のための政府投資を促進する。とくに、地方の水供給、電力供給等の施設整備に配慮する。
- (6) 地方開発の推進……より大きな所得機会をもつ生きがいのある地方開発を推進する。

#### 1-1-8 地方開発の推進

ここで、ニエリ工業団地の開発計画の基礎概念のひとつである地方開発に関して、第3次5ヶ年計画における考え方を記しておく。なお、いまひとつの基礎概念である中小

企業振興については次節で述べることとする。

地方開発の推進については、すでに第2次開発計画(1970~1974)において「計画の主要戦略は、地方に対する資源配分のシェアを引きあげることであり」としており、この基本戦略は、第3次計画にも継承され、開発計画の地方分散、すなわち、地区レベルでの開発計画の実施をはかることとしている。

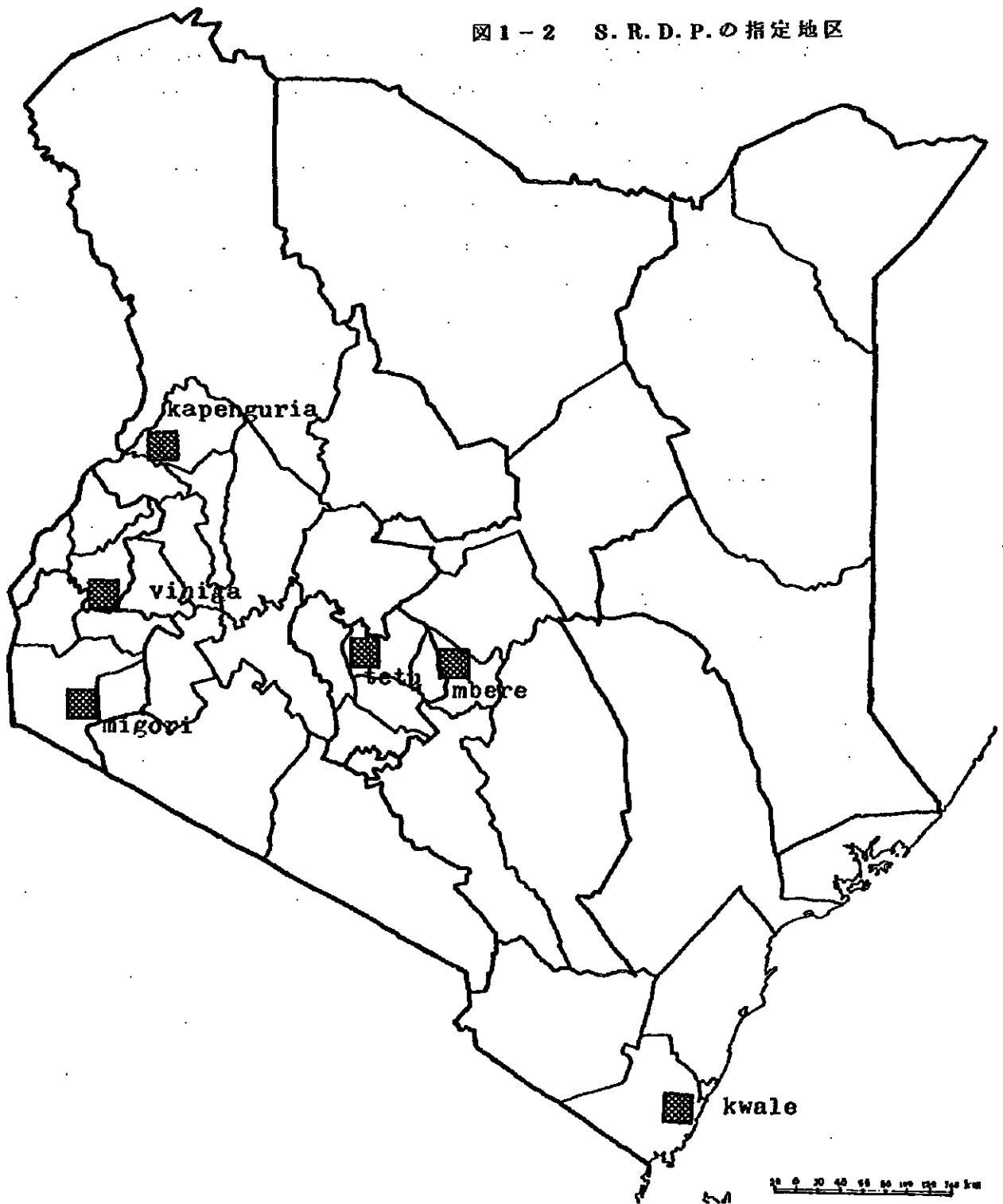
勿論、都市地域における失業と低所得層の存在も無視できないが、この国の貧困層の大部分は農村地方に居住している。従って、第3次開発計画全般を通じて、地方の生活水準を少なくとも国全体の所得向上と同程度の率でひきあげることが基本目標とされている。従って、第3次開発計画では随所に地方開発に関わるプログラムがあがっている。例えば、ヘルス・プログラムでは、地方のヘルス・センターを31ヶ所、診療所を76ヶ所建設する計画があり、道路計画では支線、ことに市場により低コストで農産物を輸送するための農業支線の整備が強調され、さらに水供給プログラムでは、地方における安全で確実な上水供給を、現在の普及率9%の水準から1978年に25%の水準にまで整備するとされている。これら公共事業による地方の雇用機会創出効果も大きな意味をもっている。

問題は、これら上部構造の実現を支える経済的基盤で、これは大きく2つの領域にかかっている。ひとつは、地方の経済は農業を基礎としていることから、農業部門における雇用と所得の機会を確保することであり、もうひとつは地方における非農業部門、とくに中小商工業、サーヴィス業等の産業振興である。

この前者を具体的に展開しようとしているのが、The Special Rural Development Programme (S.R.D.P.)である。これは6ヶ所の拠点を指定し、将来の農村開発のパイロット・プランに相当するプロジェクトを実施しようとするものである(図1-2)。いずれも、主として農業振興を基礎にした地方開発である。これら特定の開発プロジェクトを含めて、政府の地方開発に関しての公共事業とあわせて、地区(Districts)ごとに開発計画の策定とその推進のための組織づくりを勧奨している。

第3次開発計画によると、これら地方開発計画の内容を構成するのは以下の事項である。

図1-2 S. R. D. P. の指定地区



- (a) credit to shops stocking necessary agricultural inputs in Vihiga, Migori and Mbere;
- (b) an improved livestock marketing system in Kapenguria and Migori;
- (c) a co-ordinated agricultural extension programme in Tetu;
- (d) a special family planning and child care programme in Vihiga;
- (e) a small-holder seasonal crop credit scheme in Vihiga and Tetu;
- (f) functional literacy programme in Migori, Mbere and Kwale.

- (i) agriculture production and activities such as livestock development, water and minor irrigation projects, afforestation, credit and marketing services;
- (ii) development of cottage and small scale industries;
- (iii) development of the co-operative movement;
- (iv) community development and extension programme;
- (v) social services programmes, especially education, health services, sanitation, and family planning;
- (vi) housing and urban development;
- (vii) training programmes, village polytechnics, youth development centres;
- (viii) minor roads;
- (ix) utilizing and assisting voluntary agencies engaged in development work.

つぎに、上の地方開発のプロジェクトを構成する ii) の要素である小規模工業の開発に関しては、Rural Industrial Development Programme (R. I. D. P.) が策定され、地方の中小企業振興とこれを媒介にした地方開発が積極的に推進されている。R. I. D. P. については、1-3 の項で改めて詳述するが、この調査で対象とするニエリ工業団地は、この R. I. D. P. の一環となるプロジェクトであり、従って、以上述べた国民経済的課題を背景とする重要プロジェクトのひとつである。

#### 1-1-9 ケニアナイゼーション

独立以来、ケニア人の手で経済・社会を運営することが政府の第1義的な目的となってきた。独立当時、ヨーロッパ国籍、アジア国籍の人々が要職を占めていたが、これを除々にケニア人の手に移してゆく努力が重ねられてきた。雇用・産業経営の面でのケニアナイゼーションには、観光業、鉱業、製造業などの分野でなお限界があり、原則的にはケニア人による経済支配を強化する方向をとりつつも、次のような場合は例外を設けている。

(i) 適切な技能をもつ国民が不足しているため非ケニア人を雇用しなければならない場合

(ii) 国内の資金源の不足から十分な資本が調達できないか、あるいは、技術や技能の面でその方が国益にかなう場合には、会社の株の多数が外国人に保有されてもよい

しかし、小売業、輸入業、レストラン業、サーヴィス業のような小規模事業は、いままなお非ケニア人に所有されているが、これらは格別な技術や大きな資本を必要とするわけではなく、ケニア人への移行を順次進めつつある。

ケニアナイゼーションを推進するには人材育成のための教育・訓練と補助的サーヴィ

スが必要であり、また、金融面での助成を強化する必要がある。

新しい産業の導入と新たな企業設立は経済のケニアナイゼーションを促進するに最も有効な手段のひとつであると考えられており、工業開発計画においても、ケニアナイゼーションがひとつの政策目標とされている。

表1-6-(1) Kenyanization of High and Middle Level Occupations, 1972

	Total		Citizens		Non-Citizens	
	No	%	No	%	No	%
Managerial Occupations	15,708	100	9,936	63	5,772	37
Professional Occupations	5,747	100	1,973	34	3,774	66
Semi-Professional or Technical Occupations	31,310	100	23,339	75	7,971	25
Skilled Office and Clerical Occupations	25,625	100	21,179	83	4,446	17
Skilled Manual Occupations	21,431	100	17,834	83	3,597	17
<b>Total</b>	<b>99,821</b>	<b>100</b>	<b>74,261</b>	<b>74</b>	<b>25,560</b>	<b>26</b>

表1-6-(2) Employment by Citizenship, 1967 and 1972

	000's					
	Citizens		Non-Citizens		Total	
	1967	1972*	1967	1972*	1967	1972*
Africans	539.4	667.5	5.7	4.4	545.1	671.9
Asians	7.9	14.4	29.3	10.0	37.2	24.4
Europeans	0.8	1.7	14.4	11.4	15.1	13.1
<b>Total</b>	<b>548.0</b>	<b>683.6</b>	<b>49.3</b>	<b>25.8</b>	<b>597.4</b>	<b>709.4</b>
<b>Per cent in Total</b>	<b>91.7</b>	<b>96.4</b>	<b>8.3</b>	<b>3.6</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

\*Provisional

## 1-2 工業化政策と投資環境

ニエリ工業団地開発計画の意義をケニア共和国の工業化政策の観点から考察することがこの節の課題である。

### 1-2-1 工業化の成果

ケニア共和国は、独立後、急速な経済成長を実現するために、輸入代替型工業の育成を基本戦略として、強力な工業化政策をとってきた。その成果は、第3次開発計画の第2章に要約されているので、その概要を以下に記す。

製造業における付加価値額は、1964～1968に年率5.7%で成長し、その後1972年までの期間は年率9.1%の高成長を実現した。雇用面では61,000人(1964年)から96,000人(1972年)に増加し、同じ期間に生産額は1.1億K£から、2.8億K£に増加している。生産量の推移は表1-7に示すとおりで、1964～1972の間に83.6%の増加を記録している。その結果、製造業部門はGDPの11%をこえるところまでケニア経済に重きをなすに至っている。

こうした製造業発展の起動力は主として国内市場であったが、工業製品の輸出も増加してきている。1964年に16.1(百万K£)であったが1972年には64.9(百万K£)に達し、輸出の半分を占めている。しかも、初期には東アフリカ共同体のウガンダ、タンザニアへの輸出が主であったが1972年には、共同体以外の国への輸出が62%にのぼっており、輸出志向型の外国投資も始まっている。

事業所数についてみると、従業員5人以上の事業所は、676(1963年)から1298(1971年)に増え、そのうち20人以上の規模の事業所も318から700へ、さらに従業員50人以上の事業所は154から381へと規模の大きい事業所の増加率が高くなっている。また、この間に工業の多様化も進み、製品の種類は1300(1970年)を数える。

農産物加工工業も重要な部門で、政府は農産物の付加価値増大という意味でこれを奨励している。インスタント・コーヒー、インスタント・ティー、緑茶、索条類、濃縮エキス、冷凍肉、皮むきカシューナッツ等々がその例である。これらにくわえて、これまでは外国から輸入していた製品の輸入代替も進んでいる。コーンフレークス、メイズ油、アルコール、モルト、綿糸などがそれである。

農産物加工に限らず、輸入代替政策が工業化の起動力となり、非耐久消費財が局地的に生産されるようになってきている。消費財の輸入代替は、後述するようにひとつの転機を迎えているが、中間投入財や資本財に関しては、なお輸入代替の有効性が残されている。この種の工業として、金属加工、機械、化学、電気製品、自動車タイヤなどがすでに出てきており、製紙工場の立地もみられる。また、初めは輸入代替として発足した工業が輸出産業になった例も、石油精製、セメント、繊維、ガラス、ケーブル、殺虫剤、

表1-7 Quantity Index of Manufacturing Production, 1964-72

(1969=100)

	1964	1965	1966	1967	1968	1970	1971	1972*
Coffee Milling .. ..	88.1	89.3	101.2	125.0	75.0	107.3	135.8	129.7
Meat Processing .. ..	95.9	97.1	99.4	107.5	105.2	104.1	100.7	100.3
Dairy Products .. ..	95.6	88.7	99.9	100.5	104.3	105.7	100.6	118.3
Canning of Fruit and Vegetables .. ..	119.3	106.4	98.8	92.7	103.4	130.9	141.9	153.1
Canning and Preserving of Fish .. ..	63.4	73.1	87.3	86.2	88.8	110.0	90.0	90.0
Grain Milling .. ..	80.3	78.8	76.8	84.0	83.8	119.2	116.5	120.3
Bakery Products .. ..	64.0	74.2	86.6	91.9	101.1	108.2	151.8	167.5
Sugar .. ..	30.9	25.3	31.6	52.5	70.8	108.9	107.7	78.5
Confectionery .. ..	90.1	88.2	104.1	86.5	84.7	97.1	98.2	120.0
Miscellaneous Food ..	54.1	65.3	62.4	55.3	66.5	102.3	111.8	146.4
Total Foodstuff Processing ..	77.1	83.9	87.0	87.0	89.0	110.4	116.6	124.5
Beverages .. ..	70.8	73.5	75.9	75.5	90.5	120.7	141.2	157.3
Tobacco .. ..	119.9	92.4	100.4	98.6	99.7	114.6	123.3	152.2
Total Beverages and Tobacco ..	83.9	78.5	82.5	81.7	93.0	119.1	136.4	155.9
Cotton Ginning .. ..	74.6	98.7	100.8	103.0	86.5	119.5	130.3	125.1
Knitting Mills .. ..	58.0	55.4	49.0	38.3	72.5	105.1	115.8	107.5
Cordage, Rope and Twine Spinning and Weaving	91.0	93.6	95.5	112.2	113.5	48.4	96.0	118.4
Spinning and Weaving	18.8	36.4	67.4	73.0	99.6	119.1	132.4	163.9
Total Textiles	56.8	65.8	78.2	87.2	102.4	87.8	114.4	132.6
Footwear .. ..	55.0	73.1	87.1	79.3	98.8	103.5	128.6	136.1
Clothing and Wearing Apparel .. ..	92.4	95.3	87.3	105.4	99.2	124.4	120.4	121.4
Canvas Goods .. ..	54.9	73.9	81.1	80.5	103.2	133.4	100.9	103.6
Total Footwear and Clothing..	75.1	84.7	85.9	93.6	100.0	121.3	118.2	121.1
Wood Products .. ..	51.3	76.5	61.0	79.4	74.7	102.5	98.6	102.5
Furniture and Fixtures	70.8	66.7	54.2	66.7	66.7	112.5	133.3	179.2
Total Wood Products and Furniture ..	59.5	72.4	58.1	74.1	71.4	106.7	113.1	134.7
Paper .. ..	44.5	70.4	78.9	88.5	73.5	112.0	125.8	128.2
Printing .. ..	61.5	69.4	81.2	87.0	101.3	100.0	133.0	143.7
Total Paper and Printing .. ..	57.5	69.6	80.6	86.5	94.7	102.8	131.3	140.0
Leather and Leather Products .. ..	46.5	41.5	48.3	64.6	83.9	79.6	96.1	131.5
Rubber and Rubber Pro- ducts .. ..	46.4	49.0	66.9	69.3	91.0	116.5	135.0	163.4
Chemicals .. ..	57.4	64.5	70.0	75.1	94.2	99.5	111.4	115.4
Petroleum Products ..	71.2	84.4	84.9	91.4	89.8	99.9	118.2	116.5
Non-Metallic Minerals	67.5	74.2	75.4	79.9	89.1	122.6	123.6	132.0
Metal Products .. ..	70.4	63.7	71.9	82.4	91.4	111.1	121.9	140.0
Non-Electrical Machinery	53.4	60.9	87.3	94.9	107.6	117.4	119.4	128.3
Electrical Machinery ..	60.5	63.8	71.7	74.1	92.6	109.7	123.9	129.2
Transport Equipment ..	78.3	80.5	82.1	89.5	92.2	102.4	112.9	111.1
Miscellaneous Manufac- turing .. ..	55.8	57.0	66.4	86.5	91.9	126.4	173.4	174.0
All Manufacturing	71.3	75.0	78.6	83.3	90.8	108.4	122.0	130.9

\* Provisional



殺菌剤、金属製品、薬剤等にみられる。

このような工業化の進展は、工業製品の輸入制限や外国投資法をはじめ、各種の政策に依るものであるが、制度・組織の面で工業化促進策をみると、商工省の工業開発部 (Industrial Development Division) は、Industrial Survey and Promotion Center (I.S.P.C.) とともに、指導・助言やフィージビリティ・スタディなどを実施してきた。製造業の開発促進のために多くの機関が設置されている。Industrial and Commercial Development Corporation (I.C.D.C.)、Development Finance Company of Kenya、Industrial Development Bank (I.D.B.) などである。前2者は広範な企業分野に資本参加している。

I.C.D.C.はまた、この調査で対象とするプロジェクトの事業実施主体である Kenya Industrial Estate Limited (K.I.E. Ltd.) をその子会社としており、これを通じて工業団地を開発している。K.I.E. Ltd. の事業については、次の1-3で詳述する。

以上を概観すると、1974~5年の景気後退までの工業化政策は、きわめて順調に成果をあげてきたと云えよう。

#### 1-2-2 輸入代替型工業化政策の問題点

上の成果は、消費財の関税保護を通じての輸入代替型工業化政策に基礎をおいている。たしかに、10年前は輸入代替が経済成長の途を開くものと信じられ、多くの開発途上国が同様の工業化政策を採用してきた。しかし、以下にあげるように、輸入代替の限界がみえてきており、工業化政策の転換を求める諸状況が生まれている。

- (1) 製造業における賃金が、農村労働者の平均所得の数倍にも上昇し、社会経済的き裂が生み出されてきている。
- (2) 機械が免税で輸入できるため、労働力よりも機械を選好する。その結果、資本集約化がすすみ、雇用機会が制限される傾向がある。
- (3) 近代的な資本集約型工業は大企業に適合しているため、多くの生産部門で寡占化が進行する。
- (4) 寡占と関税保護のもとで、これら大企業は高価格、高収益を志向し、富の集中がもたらされる。また、競争者である手工業を圧迫し、以前よりも社会的差別がきわだつてきている。
- (5) 輸入代替型工業化は、一方でますます輸入を増やす(原材料、機械設備等)開発途上国の輸出商品は大方が一次産品(鉄産品、コーヒー、紅茶、サイザル等)で輸入の増大に見合う輸出拡大を実現しえない。
- (6) 輸入代替工業が競争力を強化し、輸出工業に転ずるものも出てきているが、多くは寡占と保護と残存する経済不効率とによって、国際市場における十分な競争力を持ちえない。

(7) さらに、輸入代替政策のもたらしたゆがみに、資本財、中間財の生産者をないがしろにし、最終財に志向させ、その結果、生産が外国の機械、原材料の供給者に左右されがちな状況をつくり出したことがあげられる。

#### 1-2-3 新たな工業化政策の方向

以上の諸状況に対処して工業化の段階を前進させてゆく政策体系が求められ、そこには従来と異った新たな考え方を導入する必要がある。

第1に、ケニア共和国は、わずかに1300万人の人口で、国内市場がきわめて小さい。これまでは主として東アフリカ共同体が、自国の市場の狭さを補ってきたが、将来にわたっては、先進工業国市場、とくにEC市場をはじめ、広く国際市場を対象とする輸出志向型工業化政策を強化する必要がある。それには、輸出志向型工業の国際競争力強化を促進する施策が求められる。

第2に、素材から中間財、最終財に至る一貫した工業構造を構築する必要がある。工業部門が他の工業部門の市場となりうる前方・後方連関をつくり出してゆく段階を迎えている。

第3に、地方開発、農村開発によって非貨幣経済部門を近代化し、購買力を高め、潜在的な国内市場の拡大をはかり、これら農村市場を背景にした地方の中小工業の振興を促進する積極的な施策が望まれている。

とくに、国内資源、あるいは一次産品の高次加工輸出を促進する政策をより強化する必要がある。

最後にケニアナイゼーションにかかわる問題を指摘しなければならない。政治、行政面におけるケニアナイゼーションに比べて、経済部門におけるそれは遅れている。商工業部門はアジア人(大半はインド人)が握っており、ケニア人が商工業部門に進出するには、その素地(例えば経営管理技術、市場開発技術、生産技術、販売技術等々)をつくること、すなわち企業家の育成が要件となる。経済部門において、着実にケニアナイゼーションを推進してゆくための企業家育成が基本課題となっている。

#### 1-2-4 第3次開発計画における工業化の展開

工業開発の目的は多岐にわたるが、主要な目的は、以下のとおりである。

- (1) 国内需要の充足……工業製品に対する国内需要は1967~1970の間に年率13.7%で増加している。今後も伸びつづける国内需要に対して国際価格と競争でき、しかも企業収益のある国内工業生産を発展させることである。
- (2) 輸出志向型工業の振興……1967~1972年に工業製品の輸出は東アフリカ共同体向けが年率5.2%、その他諸国向けが年率8.7%で成長している。これをさらに発展させる政策を強化する。
- (3) 雇用促進……1964~1972に製造業雇用は年率6.6%で増加し、1972年

に103,900人が製造業に就業している。第3次開発計画では、労働集約的な工業開発を促進し、製造業における雇用増加を年率7.3%に引きあげ、人口増への対応と失業の克服をめざしている。

- (4) ケニアナイゼーション……ケニア人による大企業・中企業、I.C.D.C.やD.F.C.K.、I.D.B.などが非ケニア人による投資に合併の形で参加し、これによってケニアナイゼーションをすすめるとともに、小規模工業開発プログラムによってケニア人企業家を育成しようとしている。この後者の仕事はとくにKenya Industrial ProgrammeおよびRural Industrial Development Centers (R.I.D.C.)を通じて実施されるものである。
- (5) 工業の多様化……広範囲にわたる工業製品、すなわち、プラント、機械、設備、中間投入財、消費財等あらゆる段階の工業製品を生産する方向で工業の多様化をはかる。従前の輸入代替は、主として農業と素材加工におけるそれであったが、第3次計画では、機械・設備および中間財に志向した輸入代替を推進するとしている。
- (6) 税収の増大……輸入代替工業の育成は、その所要中間財に対する輸入免税に支えられているため、新たに成立した工業からの税収は、関税収入の損失をカバーしきれない。従って、関税構造の改訂を含めて、新たな工業化段階にふさわしい税制改革を実施し、税収増をはかる。すでに、消費税、物品販売税、所得税などが施行されている。

以上の諸目的を掲げた第3次開発計画における1978年の計画達成目標を要約しておく。

1974～1978の付加価値増加率……年率10.2%

(1967～72の実績では9.5%)

GDPに占める製造業部門の比率……14.3%

(1972年は12.1%)

市場価格表示の粗生産額……4.656億K£

(1974年実績は3.159億K£)

従業員数……158,600人 (1972年 103,900人)

製造業における投資額……37.20万K£

(1972年実績は15.23万K£)

これらの目標を達成するための諸施策は、次の3つの基本的なフレームワークに立脚して展開されている。

- i) 政府は混合経済を志向し、国営企業は勿論、民間企業にもコミットするが、製造業部門については外国投資を含めて民間企業に高い信頼性を置くこととしている。外国投資を積極的に受け入れ、利益の送金も保証されている。

ii) 課税、貸付金、補助金および所得政策を通じて、政府は上述の計画目標達成を促進すべく民間企業を啓励する。

iii) 目標達成を促進するために、政府は企業に投資し、それを経営する。

#### 1-2-5 工業部門における投資奨励策

工業の振興・開発の推進を国民経済の発展原動力のひとつとする政策体系の中で、これまで述べたような政策変更を含めて、具体的な投資奨励策をひろってみる。

まず、工業部門の設備投資を奨励するために、設備投資（プラント、工場建物、機械）に対する減税措置が与えられている。ただし、ナイロビ、モンバサの市域は、この減税から除かれている。

依然として外国投資を積極的に受け入れており、外資保護法（Foreign Investment Protection Act）により、利益や利子の本国送金、撤退に際しての利益の一部送金等が保証されている。ただし、減免税特惠等、他の発展途上国の外資奨励法（Foreign Investment Promotion Act）にみられるような特惠は与えられていない。

つきに、輸出振興に力をいれはじめたことの表われとして、輸出振興協議会（Kenya Export Promotion Council）による各種補助金の交付、関税の払戻しまたは免税の特例、製造業輸出補償制度（Manufacturers Export Compensation Scheme）による奨励金交付等の輸出工業の育成・振興策が新たに設けられている。

1975年6月に税制改革が行われたが、その中で関税体系がとくに新たな方向に改められているのがめだっている。その基本は、第1に輸入関税の減免を極力なくし、政策的に減免が必要な場合は戻税方式、補助金方式を採ろうとしていること、第2に、国内工業の保護と輸出奨励を基調とする体系としていることである。後者については、多くの工業製品輸入に対して高率の関税（O.i.f.価格の30%）を課し、とくに国内における工業開発と競合する工業製品（繊維、織物、衣料品、皮革、一部の金属製品）に対してはより高率の関税を課していること、従来は免税であった工業原材料及び中間投入財（農業部門への投入を除く）にも10%の関税を課し、国内工業の前方・後方連関を強め、工業構造の多角的連関を促進し、かつ、労働集約産業の育成を強化しようとしていること、国内工業に不利な競争をもたらすおそれがあり、しかもこれら国内工業が将来は輸入製品と十分に競争力をもちうる幼稚産業である場合、該当する商品の輸入を許可制にし、数量制限をくわえていることなどがあげられる。前者の例としては、従来免税されていた機械類の輸入に対しても10%の課税を行い、申告によって工業化政策に適合するものについて留保する方式（解除条件つき減免税）を導入したり、以下にあげる条件に該当する場合に輸入関税の払い戻し、免除、部分的な補助金交付を実施するなどがその表われである。

i) 輸出製品の製造に投入される原料

ii) 輸入製品と費用面で競争力のない工業の原料

iii) 関税率が国内工業に不利な影響を与えるような商品

税制改革のもうひとつの柱は、間接税体系の充実を中心とした税収の増大をねらいとした改革である。1973年に新設された販売税 (Sales Tax) がその典型で、間接税収入の41%、税収総額の25% (1975年度) を占める大きな税収源となっている。また1975年6月制定の資産売却所得税 (Capital Gains Tax) は、資産売却所得の35%を憲税するものである。さらに、奢侈品については輸入関税強化にくわえて販売税率も通常の10%を上まわる高税率が課される。

#### 1-2-6 工業に関する法規

##### 工業の設立認可

かつては東アフリカ共同体が工業認可法 (Industrial Licensing Act) によって特定の種類の工業についてその設立と操業をコントロールしていたが、ケニア政府による規制はない。ただし、商工省に設立計画を通知するのが望ましい。とくに、開発金融や関税その他の保護を申請する場合にはそうである。これらの計画書は商工省の New Projects Committee によって検討される。

##### 交易認可

元来は卸売、小売業等に関する規制であったが、1974年8月に Trade Licensing Act の適用領域を製造業にまで拡大している。その後1975年6月4日に一時取消されたが、1975年9月に再び法改正があり、「交易 (Trade)」の法的定義の中に製造業者によるその製造品の販売が含まれることとなった。

##### 地方行政府の許可

工業用地の取得、拡張、移転等に関しては地方行政府の許可を必要とする。また、地方行政府は排水、大気汚染の規制に責任を負っている。

##### 工場法 (Factories Act)

すべての工場が労働省の工場監督官が所管する工場法に従わなければならない。

#### 1-2-7 労働条件

##### 賃金

最低賃金制が施行され、1974年9月、1975年1月に改訂されている。1975年6月の現行最低賃金は以下のとおりである。

(Shs. per month)	<u>Nairobi Mombasa</u>	<u>Other Urban</u>	<u>All other areas</u>
<u>General, Unskilled Labourers,</u> light work			
Male & Female Employees over 18 yrs.	300/-	275/-	175/-
" " " under " "	217/-	195/-	128/-

Higher rates apply to other workers with skills.

Housing Deduction if employer provides suitable housing:

Employees over 18 years	40/-	35/-	30/-
" under " "	25/-	20/-	15/-

Agricultural, Unskilled

		<u>All Areas</u>	
Male & Female over 18 years	150/-	per month	5/75 per day
" " under " "	107/-	" "	4/10 " "

Higher rates apply to other workers with skills.

Housing Deduction, not exceeding 30/-

#### 雇用法 (The Employment Bill)

1975年6月に改訂されているが、有給休暇、医療、契約満期、サーヴィス規準などを含む雇用条件を定めている。

#### 社会料 (Social Charges)

賃金の5%相当、雇用人1人あたり80 Sh.を限度とする額が社会保険基金 (The National Social Security Fund, NSSF) に拠出される。雇主の賃金からも同額が控除される。

#### 訓練

産業訓練法 (The Industrial Training Act) にもとづき、指定された業種に対して雇用人1人につき、半年間で200 Sh.の率で訓練税が課せられている。

技能・技術訓練の機関としてNakuruにThe Kenya Industrial Training Instituteがある。ここでは主として将来自営業として立てる工業技術訓練を行っており、1965年設立以来4,000人の職工を送り出し、その23%は自営業として自立している。このK. I. T. I. の第3次開発計画期間中の事業費は下表のように見込まれている。

表1-8 Expenditure, 1973/74-1977/78

	K£'000					
	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	Total
Development Expenditure	45	46	47	48	49	235
Recurrent Expenditure	200	210	220	230	240	1100
Total Expenditure	245	256	267	278	289	1335

また、1966年にUNDPとILOの援助で、企業経営者の経営能力の訓練にあたる経営訓練センター (M.T.A.C.) が設立され、1971年以降、小企業経営者の経営訓練にあっている。1976年にUNDP/ILOの専門家が引きあげ、その後の活動は懸案になっている。

#### ケニアナイゼーション

ケニア政府はすでに述べたように、ケニア人の雇用と訓練にインセンティブを与えて

いる。ケニア人で適性をもつものが居ない場合は、1～5年間を限って外国籍者の従業を認めている。

#### 1-2-8 土地

工業用地は、地方行政府が供給するが、鉄道サーヴィスを要する場合は東アフリカ鉄道公社が供給している。他に私有地、未所有地も利用できる。Ministry of Lands and Settlement の The Commissioner of Lands が国有地の工業用地を管理しており、用地の価値を定めている。

通常の地代は、以下の事項で構成される。

- 1) 土地の資本価値の  $\frac{1}{5}$  を頭金とする。
- 2) 残りの  $\frac{4}{5}$  の 5% を年地代とする。
- 3) 鉄道側線のある場合は側線料をくわえる。
- 4) 道路、側壁、排水、下水等の開発費用をくわえる。

ナイロビ、モンバサにおける工業用地価格の例を、資本価値 10,000 K£ の 1 ha の用地について示すと以下のようになる。

Initial charges:	Stand premium	£ 2,000
	Development costs	4,000
		6,000
Annual Rental:		
	Land	400
	Siding	100
		500

#### 1-2-9 金融

工業化促進の金融に関しては、政府出資の金融機関が工業資本調達の源泉となっている。その主なものは以下のとおりである。

##### Industrial and Commercial Development Corporation (I.C.D.C.)

工業開発促進の公共部門による支出は I.C.D.C. を経由して投資される。工業部門に対する I.C.D.C. の金融は大きく 4 つに分けられる。

- i) Industrial Development Bank (I.D.B.) を経由しての金融。I.D.B. は I.C.D.C. の子会社で、世銀の財政援助を受けており、中規模および大規模企業への融資がその機能である。すなわち、50,000 K£ 以上の複合プロジェクト、20,000 K£ 以上の単独プロジェクトが対象である。

表 1-9 Industrial Development Bank  
Investment Loans, 1973/74-1977/78

	K£'000					
	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	Total
Development Expenditure	2550	2550	2550	2550	2550	12750

ii) I.C.D.C.による資本参加。外国資本、国内資本を問わず、民間投資に均等出資が行われている。

表1-10 Equity Participation by I.C.D.C.  
Development Expenditure, 1974-1978

						K£'000
	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	Total
Development Expenditure	2027	2650	2750	3780	3250	14457

iii) Kenya Industrial Estate Ltd., への融資。K. I. E. Ltd., は、I.C.D.C.の子会社であり、地方の工業団地開発を実施している。K. I. E. Ltd., の事業内容は後に詳述するが、I.C.D.C.は、政府投資および外国援助をK. I. E. Ltd., に融資している。

iv) 小規模企業への融資制度。上のK. I. E. Ltd., の下部機関であるRural Industrial Development Center (R. I. D. C.) が地方の小規模企業への融資を行っており、間接的にI.C.D.C.の金融がこれを支えている。これについても後に詳しくみるが、これとは別に、1962年以来、非ケニア人の所有する工場を買いとるための融資がI.C.D.C.によって実施されている。Small Industrial Loans Scheme がそれである。

表1-11 Small Industrial Loans Scheme,  
Development Expenditure, 1973/74-1977/78

						K£'000
	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	Total
Development Expenditure	1500	1500	1500	1500	1500	7500

Development Finance Company of Kenya Ltd., (D.F.C.K.)

1963年に設立され、ケニア政府(I.C.D.C.経由)、ODC of Britain、Netherlands Overseas Finance CompanyおよびGerman Development Corporationの共同出資によって、非ケニア人投資家との合弁企業に参画し、経済のケニアナイゼーションに沿うことを目的としている。

表1-12 Expenditure, 1973/74-1977/78

						K£'000
	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	Total
Development Expenditure	3035	3100	3100	3100	3100	1543



これらのほか、東アフリカ三国共同出資の開発銀行である East African Development Bank (E.A.D.B.)をはじめ、Commercial Bank of Africa Ltd.、Bank of Baroda、Bank of India、Barclays Bank International Ltd.、General Bank of Netherlands、Grindlays Bank International (Kenya) Ltd.、Habib Bank (Overseas) Ltd.、Kenya Commercial Bank Ltd.、National Bank Ltd. などの企業金融機関がある。

#### 1-2-10 その他、工業開発促進のための諸機関

##### Industrial Survey and Promotion Center (I.S.P.C.)

公営企業、民間企業の両分野について、ケニア国内で成立する工業プロジェクトを発掘する仕事をしている。プロジェクト選定とあわせて投資のフィージビリティ調査、市場調査等を実施し、投資機会の開発と普及にあたっている。工業開発プロジェクトの評価も I.S.P.C.の仕事のひとつである。

##### Kenya Standard Institute (Bureau of Standards)

工業規格を担当する機関で、輸出振興と消費者利益保護の立場から商品規格と生産技術統一にあたっている。

### 1-3 地方工業開発計画と工業団地開発

前節では、ケニア共和国の工業化政策と投資環境の概要を記したが、ここでは、工業化政策の中でも最も重要視されている地方工業開発計画と工業団地開発の実績と計画を考察する。

#### 1-3-1 中小工業の振興

ケニア人企業家による中小企業振興がケニア共和国の工業化政策の中心課題となっている。小規模工業は、第1に資本に対する労働比率が高く、雇用効果が大きく、少い資本で産出の増加がはかれること、第2に、小規模企業の拡大による輸入増が少くてすむこと、第3に、低所得者向けの商品を供給すること、さらに、農村地域に立地するため、地域的・社会的不均等を是正する契機となることなどが政府にとって望ましい政策選択となっている。

政府の小規模企業振興策は3つの型をとっている。

- i) 中央政府、地方政府の諸法規の中で小規模企業に不利なものを見なおすこと
- ii) 全国的に小規模企業への援助を指導すること
- iii) 小規模企業を統括し、各種サービスを提供しうる組織を確立すること

政府は、工業立地計画にあたって、小規模企業と大企業との連関を研究しようとしている。このことは、ケニア国内の工業構造の連関性・一貫性を創出するためにも重要なことである。

第3次開発計画では、中小企業振興政策を実施するために Small Business Development Corporation を設立し、計画期間中に 40ヶ所の小規模企業開発センターとこれらそれぞれに 5ヶ所ずつの出先事務所を開発し、地方開発と中小企業振興とを併せた工業開発を達成する構想を打出している。

ケニアにおける小規模工業開発に関しては、世銀調査団による調査報告と勧告が 1976年7月に出されている。上にあげた第3次開発計画における構想が、世銀勧告を受けて、具体的にどのように展開されてゆくかは未だ明確ではない。

現行の小規模企業振興助成政策は、次のとおりである。

- (1) I.C.D.C を通じてのローン供与
- (2) I.C.D.C の全額出資子会社である K. I. E. Ltd. による工業団地開発
- (3) 同じく K. I. E. Ltd. による R. I. D. C (Rural Industrial Development Center) の活動
- (4) K. I. E. Ltd. および I. S. P. O. によるプロジェクト選定
- (5) M. T. A. C.、K. I. T. I. による経営訓練、技能訓練

これらの助成策の具体的展開の支柱となるのが、K. I. E. Ltd. の手で実施される工業団地開発と地方工業開発センターの事業である。

#### 1-3-2 工業団地開発プログラム

このプログラムは 1966年に策定され、K. I. E. Ltd. がその実施にあっている。頭初の計画では、Nairobi、Nakuru、Kisumu、Mombasa、Eldoret の 5ヶ所に工業団地を開発することになっていたが、さらに Nyeri と Kakamega が追加され、また、Nairobi の第2期が事業としてくわわっている。前の 5団地と Nairobi 2期はすでに完成あるいは着工しており、当面、Nyeri 団地が次の事業とされている。Nyeri、Kakamega に次いで、Kisii、Kericho、Embu、Nanyuki などが団地開発の候補地としてあがっている。はじめは工業の立地条件がよい大都市で団地開発が実施されてきたが、次第に地方都市、農村地域の中心都市に移行してきているのが特徴である。

工業団地開発の目的は、(i) 工業における地方の参画を促進すること、(ii) 雇用機会を創出すること、(iii) 小規模企業レベルで輸入代替、輸出振興を促進することであるとされ、この目的達成のために 5つの戦略が採用されている。(i) 企業への資金援助、(ii) 工場用地等の施設整備の援助、(iii) プロジェクト選定および投資事前調査等への技術援助、(iv) 実施段階における技術的・経済的援助、(v) マーケティングに対する援助の 5つである。

これまでの実績をみると、工業団地開発が成功していることを明示するいくつかの指標を抽出できる。(i) 入居志願者が著しい増加を示していること、(ii) 外国の援助供与が準備されていること、(iii) ナイロビ団地の第1期で国内市場向け、輸出向けともに収

益性があがっていることなどである。

第3次開発計画における工業団地開発プログラムに要する投資額は下表のように見込まれている。

表1-13 Industrial Estates Development Programme

K£

New Industrial Estates	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	Total
Kisumu	—	300,000	250,000	100,000	—	650,000
Mombasa	—	300,000	250,000	100,000	—	650,000
Eldoret	—	—	150,000	150,000	100,000	400,000
Nyeri	—	—	—	100,000	125,000	225,000
Kakamega	—	—	—	—	75,000	75,000
<b>Total</b>	—	600,000	650,000	450,000	300,000	2,000,000

1-3-3 地方工業開発プログラム

(Rural Industrial Development Programme)

ケニア政府は1971年に地方の小規模工業開発のプログラムを開始したが、その目的とするところは、

- (i) 地方の経済開発を促進すること
- (ii) 労働集約型の小規模企業を振興することによって農村地域により多くの職を創出すること

(iii) 主として地方の原料を利用する工業を振興すること

(iv) ケニア人の企業家精神と技術能力を発展させること

などである。このプログラムは、KIEの管理下で実施されている。

具体的には、地方工業開発センター(Rural Industrial Development Center、以下ではR.I.D.C.と略称する)が上の目的に適った諸事業を実施している。構想では、各ディストリクトの中心地に配置することとなっており、その初期段階として14のR.

表1-14 R.I.D.P. Development Expenditure - 1974-78

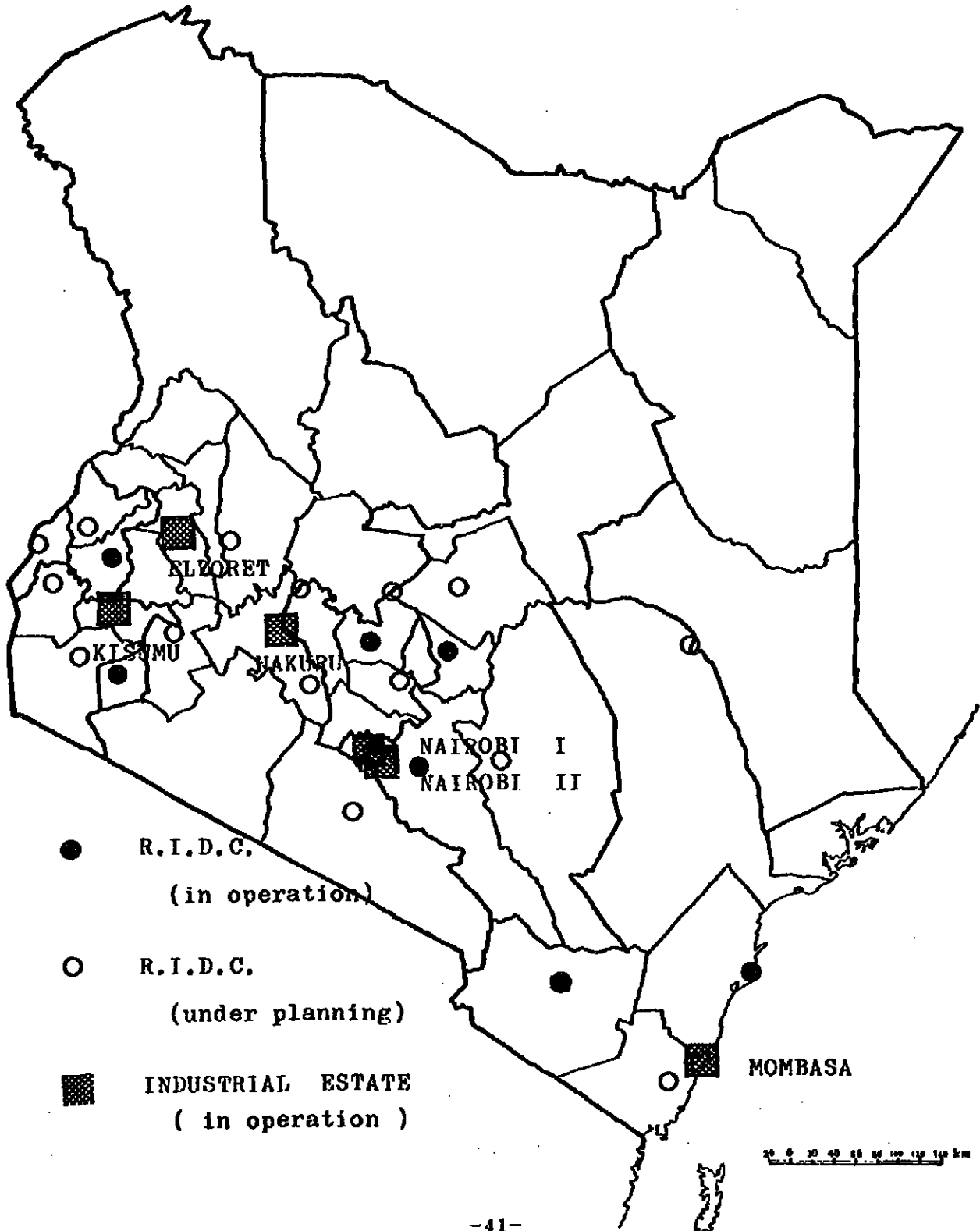
K£

RIDCs	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	Total
<b>Capital Expenditures:</b>						
1. Kisii, Malindi, Voi	170,000	100,000	—	—	—	270,000
2. Meru, Siaya, Kericho, Murang'a	—	200,000	160,000	—	—	360,000
3. Naivasha, Busia, Bungoma, Kitui	—	—	200,000	160,000	—	360,000
4. Homa Bay, Kwale, Kapsabet, Garissa	—	—	—	200,000	160,000	360,000
5. Karbanet, Nyahururu, Kerugoya, Kajiado	—	—	—	—	300,000	300,000
Sub-Total Capital Expenditure	170,000	300,000	360,000	360,000	460,000	1,650,000
Operating Expenditure	30,000	60,000	70,000	90,000	100,000	350,000
<b>Total</b>	200,000	360,000	430,000	450,000	560,000	2,000,000

図1-3

工業団地およびR.I.D.C.の配置

Distribution of Industrial Estate and R.I.D.C.



I.D.C.が調査された。第3次開発計画策定時に、すでにNyeri、Kakamega、Machakos、Embuの4ヶ所でR.I.D.C.が稼動していたが、その後、Kisii、Voi、MalindiでR.I.D.C.が建設され、将来の構想は図1-3に示したとおり、順次各地に開発される予定である。第3次開発計画期間中の所要投資額は、表1-14のとおり見込まれている。

#### 1-3-4 K.I.E.Ltd.の機能と活動

このように、ケニアの工業開発政策上、きわめて重要な事業実施機関であるK.I.E.Ltd.の機能を最近の動向を含めて考察する。

すでに述べたように、K.I.E.Ltd.は、ケニアにおける中小工業振興を事業目的として1967年に、商工省管轄下のI.C.D.C.の100%出資子会社として設立された。

K.I.E.Ltd.の機能は、企業化可能なプロジェクトの発掘と選定、投資準備調査と投資家の指導、工業団地(標準建屋と関連サービス)の整備、技術サービス・センター(Technical Service Center、以下ではT.S.C.と略称)やR.I.D.C.を通じての技術サービス、中小企業向け設備資金融資などである。ある程度の実績を積重ねてきた現在、地方開発がますます重視されるようになってきたこともあって、最近の活動は、工業団地とR.I.D.C.とを連繋させて、地域経済開発を促進する方向性をもった事業を展開しようとしている点の特筆される。すなわち、開発対象地域の中心都市に工業団地とあわせて地域全体の工業化計画をコントロールする管理センターを置き、地域内各地に配置するR.I.D.C.および工業団地の連繋と機能分担によって、地域全体の工業化の成熟段階を前進させてゆく考え方である。

このような新たな事業方針を定着させてゆくには、組織面、財務面の充実が懸案となっており、事業分野の拡大・調整も必要とされるが、後述するように、モンバサ地域では実践に移されようとしているし、ニエリ地域の場合は、この新しい概念体系をさらに前進させる意味を負わされていると云えよう。

#### 1-3-5 K.I.E.Ltd.の事業実績

1967年に発足して以来、K.I.E.Ltd.が実施してきた事業の実績を工業団地開発事業を中心に概観しておこう。これまでに建設した工業団地とその建設時期は、表1-15のとおりである。また、各団地の規模、企業入居状況、事業費等の概要を表1-16にまとめておいた。また、各団地の企業入居状況の推移は表1-17のとおりであるが、ナイロビの場合、着工後5~6年で入居を完了し、ナクルの場合も4年で8割近い入居率を達成し、キスムはわずか3年で5割の入居率に達している。

このように、これまで建設した工業団地については、企業立地は順調に進み、良好な事業実績をあげているといえよう。

これらの事業実績の中で特筆すべき点がモンバサ工業団地にみられる。工業団地とR.I.D.C.とは、在来は比較的独立性をもっていたが、モンバサ地域については、モンバサ

の工業団地と、すでに事業着手した Voi および Marindi の R.I.D.C.、さらに計画中の Kwale の R.I.D.C. を連絡させ、Regional Manager の統括下で KILIFI、KWALE、TAITA の各地区を包括した地域全体の工業化推進をめざすプログラムをスタートさせていることである。ニエリ工業団地についても、この考え方をさらに発展させる方向をとることとなる。

表1-15 工業団地の建設実績

団地名	着工年	完成年	
NAIROBI Phase I	FY1969	FY1971	
NAIROBI Phase II	FY1970	FY1975	
NAKURU	FY1971	FY1976	
KISUMU	FY1973	FY1976	
MOMBASA	FY1973	FY1976	
ELDORET	FY1975	※ FY1978	※ 完成予定

表1-16 工業団地およびR.I.D.C.の概要

		NAIROBI	NAKURU	MOMBASA	KISUMU	小計	※ R.I.D.C.	その他共計
土地面積	(Sqft)	433,122	740,483	670,650	290,600	2,134,855	1,045,096	2,134,855
建物面積	(Sqft)	122,885	118,330	64,400	57,808	363,423		
標準建屋	(棟)	54	26	25	22	127		
入居企業	操業中	47	16	-	7	70		
	準備中	5	4	6	4	19		
	空閑	2	6	19	11	38		
	計	54	26	25	22	127		
投資額(償却前)	土地・建物等	596,581	389,309	323,286	249,166	1,558,342	} 180,461	1,846,987
	機械設備	121,343	50,026	46,150	24,175	241,694		
	家具什器	28,617	633	39	641	29,930	5,033	3,718
	自動車等	12,682	3,683	11,178	1,587	29,130	12,229	48,950
	計	759,223	443,651	380,653	275,569	1,859,096	197,723	2,221,155

※ Nyeri, Kakamega, Machakos, Embu

表1-1.7 入居企業数および入居率の推移

団 地 名	標準建数	入居状況		FY1970	FY1971	FY1972	FY1973	FY1974	FY1975
		企業数	入居率						
NAIROBI	54	企業数		16(6)	27+(0)+<1>	35+(0)+<1>	42+(0)+<5>	43+(11)+<3>	47+(5)+<1>
		入居率		30%(41%)	50%(50%)	65%(65%)	78%(78%)	80%(100%)	87%(96%)
NAKURU	26	企業数					5	7+(13)	16+(4)+<1>
		入居率					19%	13%(77%)	62%(77%)
KISUMU	22	企業数						(8)	7+(4)
		入居率						(36%)	32%(50%)
MOMBASA	25	企業数							(6)
		入居率							(24%)

注1) ( )は稼働準備中、< >は休蒸

注2) 入居率は稼働企業/標準建数、( )は稼働準備中の企業も含む。

### 1-3-6 K.I.E. Ltd の運営組織

K.I.E. Ltd の組織は図1-4のとおりであるが、上述の事業実績を背景に、中小工業育成のためのプロジェクト発掘、機械設備の援助、技術指導、経営指導、資金援助、技能訓練等、多角的な活動の展開が可能な組織をもつに至ったと評価できる。

今後、Nyeri, Kakamegaの工業団地をはじめ各地のR.I.D.C. が次々と事業化されるに伴い、膨張する事業量と組織の拡充が必要となろうが、肥大化する組織をいかに効率化してゆくかが今後の大きな課題であろう。とくに、後述する事業採算面で管理費用の軽減がひとつの重要問題となるため、本部機構、Regional Managerの傘下機構、Estate Manager および R.I.D.C. Manager の傘下機構などに合理的な管理・運営組織を創造してゆく必要がある。

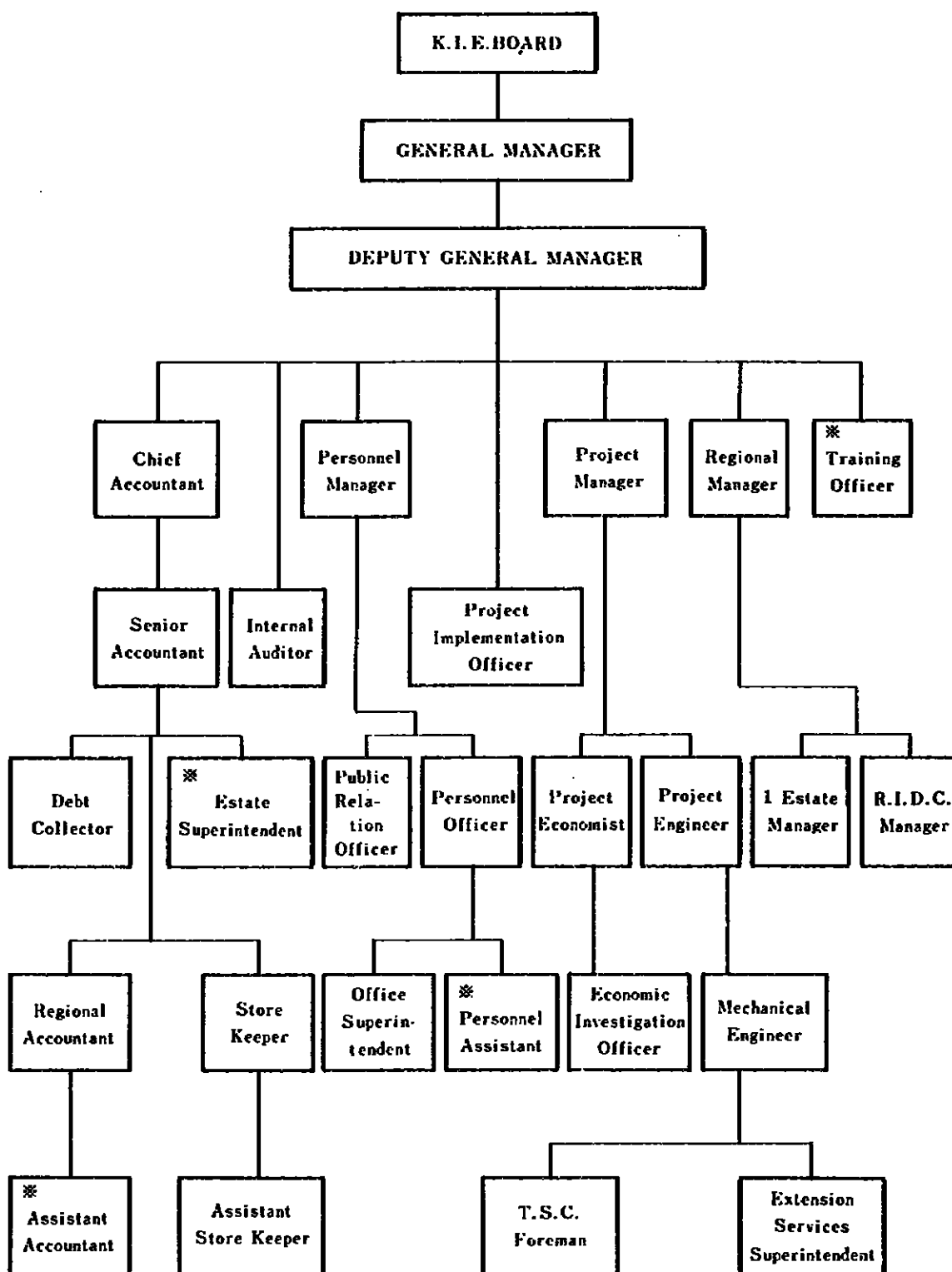
K.I.E. Ltd の年次報告によると、工業団地、R.I.D.C. の事業遂行上問題になっている事は、輸入品との競合、マーケティングの技能不足、経営経験の不足、記帳その他事務管理の不徹底等であり、これも後述するように、その不足を外国人アドバイザーに依存している。表1-18にあげた外国人アドバイザーは、ヨーロッパ諸国の対ケニア技術協力、経済協力の一環で、技術者による製品の品質向上、機械設備の選定、技術指導、エコノミストによるマーケティングに関するアドバイス、経営手法・管理手法のアドバイスが事業の遂行に不可欠な役割を果たしている。ケニアの工業開発推進には、先進工業国からの人的援助の必要性が依然として強いものと考えられる。

表1-18 外国人アドバイザーの配置

	工業団地		R.I.D.C.	
ドイツ	NAIROBI	エンジニア 1人 エコノミスト 2人	VOI	エンジニア 1人
	NAKURU	エンジニア 1人	MALINDI	エンジニア 1人
	MOMBASA	エンジニア } 1人 エコノミスト		
	I.C.D.C.	エコノミスト 1人		
スウェーデン	KISUMU	エンジニア 1人 エコノミスト 4人		5人
デンマーク	ELDORFET	2人	NYERI	エンジニア 1人
	他	1人	Kakamega	1人
			Machakos	1人



図1-4 K.I.E. ORGANIZATIONAL CHART.



\*印は空席

Source : KIE Annual Report 1974/75

### 1-3-7 K.I.E. Ltdの事業採算について

営業報告書をもとにK.I.E. Ltdの財務実態を分析する。収入は、工業団地内の標準建屋の賃貸料（1976年度で収入の57%を占める）が主なもので、その他は、T.S.C.のサーヴィス・チャージ及びR.I.D.Cの機械使用料（同、15%）利息収入（同、14%）、その他収入（入居企業からの登録料収入などで、収入の4%を占める）である。支出面をみると、管理費用（支出の70%）が大きなウェイトを占め、他に減価償却（同、12%）、貸倒引当金（同、9%）、利息支払（同、7%）、その他（同、1%）となっている。

賃貸料収入と管理費用とのバランスがK.I.E. Ltdの採算性を決めることになるが、前述のとおり、ナイロビ団地を除いて、未だ建設の初期段階にある工業団地が多いため、営業収入が総支出に対して12~20%を占めるにすぎない状況で、大巾な赤字が続いている（表1-19）。このため政府から管理費用の補填援助が与えられている。これは1972~1976年で年平均17万K£で、この援助が増大する傾向にあり、政府からは営業収入の増加と管理費用の軽減によって自立採算をとるよう勧告が出されている。

この対策としては、企業の入居を早めることによる営業収入の増加が基本で、さらに、R.I.D.C.を通じての貸出金利収入の拡大による収益性向上が考えられる。しかし、K.I.E. Ltdの事業が、ケニア人による小規模工業の育成と地方開発という、本来収益性が乏しい、あるいは社会的費用の投入を必要とする領域であることを考えると、あまりに収益性、採算性を重視しすぎることは疑問である。

例えば、賃貸料収入の増大も安易に考えれば、事業採算のバランスから賃貸料を決めてゆけばよさそうなものではあるが、創始企業の育成を基本政策として、団地企業に収益力をつけてゆこうとするには、K.I.E. Ltdの事業採算的な観点からのみ賃貸料を引上げることは疑問であり、また、管理費用の軽減についても、プロジェクトの発掘から企業化のための技術指導、経営指導、マーケティング、工程管理、経営管理まで広くサーヴィスを提供する必要があるため、スタッフ部門の充実はなおいっそう要求されるという事情から、事業採算的な観点からのみ費用削減をはかるのは好ましくない。

つぎに、ナクル工業団地を例にひとつの工業団地の採算性をみてみよう。ナクル工業団地の損益計算は表1-20-aのとおりであるが以下の点で修正を要する。

- (i) ローンにかかわる受取金利、支払金利がK.I.E. Ltdの本社勘定となっているが、これを工業団地勘定に繰入れる。

	FY 1974	FY 1975	FY 1976	
受取金利	-	298,013	617,981	
支払金利	79,541	180,273	328,050	
差 額	△79,541	117,740	289,931	(k sh)

表1-19 K.I.E. INCOME STATEMENTS 1971-1976

(K£)

	1971	1972	1973	1974	1975	1976
<b>INCOME</b>						
Rents receivable	9,720	11,746	16,977	22,886	34,473	53,033
Service charges less raw materials	1,748	1,776	1,685	4,078	442	12,136
Interest receivable				1,873	4,508	10,810
Profit on sale of fixed assets			321		636	24
Other income					-	3,030
<b>TOTAL INCOME</b>	<u>11,468</u>	<u>13,522</u>	<u>18,983</u>	<u>28,837</u>	<u>40,059</u>	<u>79,033</u>
<b>EXPENDITURE</b>						
Administration	35,540	65,823	109,105	151,067	230,350	318,211
of which salaries & wages	27,996	53,974	83,806	115,086	160,010	216,573
Directors fees & expenses	1,251	1,275	1,303	1,479	1,841	1,705
Product development expenses	-	-	-	-	-	3,651
Depreciation (a)	8,621	11,024	19,761	24,211	43,179	55,930
Provision for doubtful debts	3,294	1,680	4,914	10,440	50,580	42,061
Interest payable	9,396	11,966	12,907	20,556	23,706	32,560
<b>TOTAL EXPENDITURE</b>	<u>56,851</u>	<u>90,493</u>	<u>146,687</u>	<u>206,274</u>	<u>347,814</u>	<u>453,413</u>
<b>LOSS FOR THE YEAR</b>	45,383	76,971	127,704	177,437	307,755	374,380
<b>RETAINED EARNINGS STATEMENT</b>						
Loss for the year	45,383	76,971	127,704	177,437	307,755	374,380
Administration grant received from KENYA G.	-	150,500	90,000	130,000	175,400	300,000
	<u>45,383</u>	<u>(73,529)</u>	<u>37,704</u>	<u>47,437</u>	<u>132,355</u>	<u>74,380</u>
Net accumulated loss at start of the year	63,579	108,962	35,433	73,137	120,574	252,929
Net accumulated loss to date	<u>108,962</u>	<u>35,433</u>	<u>73,137</u>	<u>120,574</u>	<u>252,929</u>	<u>327,309</u>

a) 減価償却は、用地・建物2%、機械10%、家具・什器12.5%、車20%の定率償却になっている。

(ii) 人件費の一部が団地勘定に計上されていないので、工業団地運営管理に支払われている人件費を計上する。

	FY 1974	FY 1975	FY 1976
推計人件費	89,000	249,000	270,000

修正前の損益計算書では、ほぼ採算ラインにのったと云える。1976年度に営業利益で多少の赤字が出ているが、建設工事が1976年度に完了し、T.S.C用の機械もこの年に搬入されて減価償却費が大巾に増加しているため、今後はこれ以上増えることはないとみられる。一方、入居企業が増えてくることによって、受取家賃は確実に増大することになるからである。このように修正前の損益計算では、早晚黒字を計上する見込みである。

しかし、所要人件費をすべて団地の収支に繰入れると、1976年度で人件費の対受取家賃比率は修正前の23%から修正後の171%となり、賃貸料収入で人件費を賄うことは困難となる。これを補填するのが受取金利と支払金利との差額収入である。これは、ケニア政府、I.C.D.C.、K.F.W等からの借入金利(それぞれ3%、2%、2%)と、入居企業への貸付金利(8%)との利ざやである。ナクル工業団地の賃貸工場建屋の面積と賃貸料とから推計して、受取家賃収入は最大で21万K sh/年とみられ、支払金利を除く年間経常支出41万K shとのバランスを考えると、この利ざや収入を20万K sh以上あげなければ収支採算がとれない。修正後損益計算書(表1-20-b)では、金利収支で29万K shの受取超過があるため、1976年度は黒字となる。しかし、今後は、入居企業への貸付金利は、入居スペースに限界があるため、1件あたりの貸付額が増えなければ収入増加ははかれない。従って、団地外企業への貸付業務を事業領域にくわえてゆくか、R.I.D.C.との連繋により優良中小工業プロジェクトを発掘し、資金需要を拡大してゆかなければならない。

表1-20-a ナクル団地、損益計算書 1974-1976

	1974	1975	1976
収入	31,243.3	120,202.2	162,576.45
うち(受取家賃)	(30,816.3)	(114,600.0)	(158,336.0)
(Service charges)	( 427.0)	( - )	( 1,822.95)
(その他収入)	( - )	( 5,602.2)	( 2,417.50)
支出	16,203.25	78,495.45	176,773.20
うち(人件費)	( 1,507.25)	( 30,676.20)	( 36,169.55)
(TSC原料費)	( - )	( - )	( 10,151.66)
(通信費)	( 1,244)	( 10,304.55)	( 11,223.90)
(広告費)	( - )	( 2,160.6)	( 8,194.45)
(減価償却)	( 1,632.0)	( 1,278)	( 65,465.05)
営業利益	15,040.05	41,706.75	- 14,196.75
政府補助金	-	-	129,891.05
最終利益	15,040.05	41,706.75	115,694.30

Source : ナクル団地  
account 資料  
より作成

表1-20-b ナクル団地、修正後損益計算書 1974-1976

	1974	1975	1976
収入	31,243.3	418,215.2	780,557.45
うち(受取家賃)	(30,816.3)	(114,600)	(158,336)
(Service charges)	( 427)	( - )	( 1,822.95)
(受取利息)	( - )	(298,013)	(617,981)
(その他収入)	( - )	( 5,602.2)	( 2,417.5)
支出	183,237.45	477,092.25	738,653.65
うち(人件費)	(89,000)	(249,000)	(270,000)
(TSC原料費)	( 1,507.25)	( - )	( 10,151.66)
(通信費)	( 1,244)	( 10,304.55)	( 11,223.90)
(広告費)	( - )	( 2,160.6)	( 8,194.45)
(減価償却)	( 1,632.0)	( 1,278)	( 65,465.05)
(支払金利)	(46,506)	(180,275)	(328,050)
営業利益	-151,994.15	-58,877.05	41,903.8
政府補助金	-	-	129,891.05
最終利益	-151,994.15	-58,877.05	171,794.85

Source : 同左

### 1-3-8 工業団地および地方工業開発計画に対する外国援助

これまでのK.I.F. Ltdの事業はすべて外国の技術協力、経済協力によって実施されてきている。西ドイツ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーが次のように各事業に協力を提供している。

#### 西ドイツ (K.F.W.)

ナイロビ工業団地

ナクル工業団地

モンバサ工業団地、モンバサ地域 R.I.D.C.

#### デンマーク (D.A.N.I.D.A.)

エルドレット工業団地

ニエリ、カカメガ、マチャコス R.I.D.C.

#### スウェーデン (S.I.D.A.)

キスム工業団地及びキスム地域 R.I.D.C.

#### ノルウェー (N.O.R.A.D.)

エンブ R.I.D.C.

これをみると、ヨーロッパ各国が、地方工業開発プログラムの対象地域を分け持っている形になっている。従って、ニエリ地域について、わが国の技術協力、経済協力を実施するとすれば、後に述べるこの地域の地方工業開発プログラム全体を対象にすることが妥当である。

これら外国援助の概要を西ドイツのモンバサ地域とスウェーデンのキスム地域についてみてみよう。

1974年1月18日付の西ドイツのK.F.W.とケニア共和国政府との間で結ばれた借款契約概要によると、ローンの総額は580万ドイツマルクでI.C.D.C.を経由して次の用途に供されることになっている。

- (i) モンバサ工業団地の開発事業費260万マルク(用地取得費、用地外のインフラ等を除く)
- (ii) 中小規模工業への融資(原則として輸入機械の購入費)

借款条件は、金利2%、10年据置、20年賦である。ただし、K.F.W.の資金をI.C.D.C.さらにはK.I.F. Ltdを経由して企業に貸付ける上記(ii)の場合は年利8%、1年据置8年賦で運用されている。

つぎに、スウェーデンのキスム地域の工業開発計画に対する経済協力の場合を、1973年3月10日の実行計画によってみると、スウェーデン政府はSwedish Development Assistance Office (S.I.D.A.)を通して、ケニア共和国政府に3126万Kshのグラントを供与する契約を結んでいるが、その対象となるのは、キスム工業団地の開発、

団地入居企業への融資、4つのR.I.D.C. (Kisii, Homa Bay, Siaya Busia)の開発であり、その内容は表1-21のとおりである。原則としてグラント供与であるが、工業団地の建物、インフラについては年2%、5年据置、10年賦のローンで、共同施設、TSCはグラントになっている。ローンとグラントの比率は7:3である。

K.I.E. Ltdの営業報告書から、政府のグラントおよび外国援助の借入、受入れ状況をまとめたのが表1-22であり、ローン、グラントの条件は表1-23のとおりである。

ところで、ここにあげた経済協力のほかに、専門家の長期派遣をはじめとする技術協力が併行して実施されており、これが事業の成功の鍵と併記しておかなければならない。

表1-21

キスム地域の地方工業開発プログラムに対する

スウェーデンのグラント対象事業

a) キスム工業団地	
インフラ及び建物	6.0
企業の機械・設備	8.5
TSCの機械・設備	0.5
予備費	0.8
小計	15.8
b) 団地外企業への融資	6.5
c) R.I.D.C.	
4ヶ所のR.I.D.C.の管理棟、共同作業場、修理・試作作業場	2.4
機械および作業場	1.6
スタッフ住宅	0.96
貸付資金	4.0
小計	8.96
合計 a + b + c	31.26

(百万 K Shs)

d) キスム工業団地への技術協力

- (i) フィージビリティ・スタディの実施
- (ii) インダストリアル・エコノミストの派遣
- (iii) インダストリアル・エンジニアの派遣
- (iv) ビジネス・コンサルタントの派遣

e) R.I.D.C.への技術協力

- (i) メカニカル・エンジニア(アドバイザー)の派遣
- (ii) 技術者(3人)の派遣
- (iii) マーケティング・エキスパートの派遣

表1-22 KIE 借入内訳

	KENYA政府 (ICDC経由 グラント)	K F W (ICDCローン) 年2%			DANIDA (ICDCローン)無利息		NORAD(ICDC ローン)無利息	SIDA(ICDC ローン)一部付利
		NAIROBI	NAKURU	MOMBASA	3 RIDC	ELDORET	EMBU	KISUMU
70/ 71		ローン 88,720 Current A/C 25,522 利息 2,696						
71/ 72		ローン 79,710 利息 19,487	ローン 59,705		ローン 12,500			
72/ 73		ローン 48,700 利息 1,401	ローン 104,832		ローン 146,000		ローン 8,796	
73/ 74	KISUMU ローン 50,000 MOMBASA ローン 60,000	ローン 8,387 利息 23,744	ローン 49,202		(75,953)		(22,015)	
74/ 75		ローン 8,387 利息 23,744	ローン 121,743	ローン 146,771	ローン 150,000	ローン 12,500	ローン 26,400	ローン 352,220
75/ 76	KISUMU ローン 927,200 MOMBASA ローン 183,100 ELDORET ローン 183,750	ローン 21,453 利息 50,472	ローン 48,179	ローン 138,504	(274,000)	ローン 25,000		

注1 ( )は、グラントベース。

注2 I.C.D.C.ローン内、K.F.W.(MOMBASA)、SIDA、DANIDA、NORAD分は76/77年度より、KENYA Gより直接K.I.E.に流れる様になった。



表1-23 ローン、グラントの条件

事業領域	源 資	資 金 の 経 路	条 件
ESTATE	KFW	KFW→ケニア政府→ICDC→KIE(ナイロビ、ナクル)	年利 2% 10年据置 20年賦
		KFW→ケニア政府→KIE(モンバサ)	同上
	SIDA	CIDA→ケニア政府→KIE(キヌム)	70%(建物、インフラ) 年利2% 5年据置 10年償還 30%(共同施設、TSC) グラント
		DANIDA→ケニア政府→KIE(エルドレット)	グラント
R.I.D.C.	ケニア政府	ケニア政府→ICDC→KIE	年利 3% 据置なし 15年賦
		ケニア政府→KIE	グラント
	SIDA	SIDA→ケニア政府→KIE(キシイ)	} グラント
	DANIDA	DANIDA→ケニア政府→KIE(マチャコス、カカメガ、ニエリ)	
	NORAD	NORAD→ケニア政府→KIE(エンブ)	
	ケニア政府	ケニア政府→KIE	グラント
企業融資	KFW	KFW→ケニア政府→ICDC→企業(ナイロビ、ナクル)	KFW→ケニア政府 年利 2% 10年据置 20年賦
		KFW→ケニア政府→KIE→企業(モンバサ)	ICDC→企業 } 年利 8% 1年据置 8年賦 KIE→企業
	DANIDA	DANIDA→ケニア政府→KIE(マチャコス、カカメガ、ニエリ)	各源資→ケニア政府 グラント
	SIDA NORAD	SIDA→ケニア政府→KIE(キシイ) NORAD→ケニア政府→KIE(エンブ)	KIE→企業 年利 8% 1年据置 8年賦